

令和 5 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(東北経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施の
適正化に向けた調査事業)

報告書

令和 6 年 3 月

経済産業省 東北経済産業局

(委託事業者：株式会社スタッフサービス)

目次

1. 事業の目的	3
2. 事業内容	4
2-1 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応	4
ア. 認定事業者の不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置	4
イ. 窓口に寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整	4
2-2 関係自治体との連携強化	5
ア. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係る事例のアンケート調査	5
イ. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係るヒアリングの実施	9
ウ. 東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会の開催	12
3.まとめ	28

1. 事業の目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度及びFIT制度（以下「FIT制度等」という。）において、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにより、再エネ特措法及び同法施行規則に基づき事業計画の認定の申請を行う発電事業者及び同法認定事業者（以下「再エネ特措法発電事業者」という。）は、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を進めよう努めることとされており、また、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たっては、配慮すべき住民の範囲、説明会の開催、戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めることとされている。

しかしながら、実際には地域住民への説明や自治体への相談が不十分なことから地域との間でトラブルとなっている案件も散見される。

このため、トラブルが生じている事案について、地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、立地自治体と連携し再エネ特措法発電事業者にトラブル収束に向けた取組を促すとともに、関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行う必要がある。更に今後発生しうる不適切な事案を未然に抑止する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する方策も検討することが望ましい。

本事業は、東北経済産業局エネルギー対策課（以下「担当課」という）の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援を行うとともに、地方自治体との連携強化に向けた調査を行うことを目的とする。

2. 事業内容

2-1 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応

ア. 認定事業者の不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置

東北地方における再エネ特措法発電事業者と地域住民の間に生じたトラブルをいち早く把握し、トラブルの収束を図るために情報提供窓口を設置した。実施体制は下記の通りである。

体制	常時 2 名体制
設置期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
窓口対応時間	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
対応内容	電話、メール、来局、資源エネルギー庁情報提供フォーム等で寄せられた、東北地方における再生可能エネルギー発電設備のトラブルに関する情報提供への対応

イ. 窓口に寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整

情報提供窓口に寄せられた不適切な事案の解決に向けて、以下の項目に沿って情報内容の整理・確認及び連絡調整を行った。

- ①情報提供の内容から発電設備の特定のための情報の整理（再エネ特措法認定設備の該当有無、認定事業者及び発電設備設置場所の情報の整理、確認）
- ②情報提供の内容に係る事実関係の整理（情報提供者や認定事業者への事実関係の確認作業を含む）
- ③事案の改善に関する対応方針の検討
- ④認定事業者への事案の改善に向けた連絡調整の実施
- ⑤改善状況のフォローアップ
- ⑥事案毎の①～⑤の情報の取りまとめ

窓口設置期間で、8 件の情報提供を受け、情報内容の整理・確認、連絡調整を実施した。対応した案件の傾向等は以下の通り。

- 最も通報が多かった電源種は太陽光で、8 件中 6 件を占めた。次いで風力に関する通報が多かった。その他電源種については、窓口設置期間中には通報がなかった。
- 通報者の属性としては自治体が 4 件、近隣住民が 3 件で、通報全体の大部分を占めた。また、発電施設のメンテナンス会社からも情報が寄せられた。
- 通報内容は標識の設置無し（周囲からの確認ができるものを含む）が半数を占めた。また、土砂の流出やメンテナンス不足による倒壊などの危険性の指摘も寄せられた。

- 窓口設置期間中に対応が完了した案件は8件中5件となり、半数以上の完了を達成した。
- 通報日から対応完了日までの平均日数は38.5日で、最長で82日の時間を要した。
- 情報提供ツールとしては、資源エネルギー庁の通報フォームを通じての情報提供が4件となり、全体の半数以上を占めた。その他、郵便、来局、電話を通じての情報提供が寄せられた。
- 不適切事案として報告をされた発電施設の設置場所は東北6県中5県に所在し、県ごとの大きな偏りは見られなかった。

2-2 関係自治体との連携強化

ア. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係る事例のアンケート調査

東北地方の各自治体の再生可能エネルギー関連施策への取り組み状況を把握し、今後の連携強化につなげることを目的とし、東北地方の全233自治体へアンケートを実施した。実施概要及び、回答結果のまとめは下記の通りである。

〈実施概要〉

アンケート対象：東北地方の全自治体 233自治体

実施時期：2023年11月

実施方法：郵送（一部メールでの送信・回答を含む）

回答件数：179自治体

〈回答まとめ〉

自治体の中での再生可能エネルギー関連施策の対応体制については、担当部署が有る自治体が169自治体、担当部署がない自治体が10自治体となり、大部分が再エネ担当部署を設置していることが分かった。また、対応人数については、1-2名の自治体が半数強を占めており、最も多い自治体では11名以上という回答も7自治体あった。

「再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて、工夫されている点があれば記載してください。」という質問に対する回答では、地域住民や発電事業者向けの説明会やセミナーを実施しているという回答が多くかった。また、再エネに関する条例やガイドライン、指針を制定し、地域住民向けの説明会を義務付けているという回答も多かった。地域住民、発電事業者、関係団体等から形成された協議会を組織し、多角的に再エネ施設の設置を検討する取り組みをしている自治体も複数あった。

その他の取り組みとして、以下のような回答があった。

- ・事業者が参加する町民座談会を開催した。
- ・住民が気軽に相談できる窓口を開設している。
- ・環境影響評価方法書作成前の手続きにおいて事業者が市町村に意見を求めるよう、自治体独自の条例にてルールを設けた。
 - ・設置区域の行政区長に対し、事業者から連絡を入れてもらい、設置計画の概要と住民への説明会実施の有無等について協議してもらうこととしている。
- ・脱炭素に関するお祭りの開催、地域脱炭素に特化した情報を発信する SNS の運営
- ・チラシ等全戸配布
- ・再エネ事業者とともに、地域のお祭りで出展し、取り組み状況の PR を実施
- ・広報誌による事業の周知
- ・一般県民を対象とした体験型のイベントの開催、有識者による講演会の開催。
- ・指針をホームページに掲載し、事業者が検討段階で確認できるようにしている。
- ・太陽光発電設備の設置を検討している事業者向けに「太陽光発電施設に係る各種法令等」をとりまとめ、ホームページで公開している。
- ・発電所誘致の町民視察や、小中高への再エネ教室を実施。
- ・再エネ普及のためのシンポジウムの開催。
- ・再生可能エネルギー関連のフォーラム、ホームページやメールマガジン等で情報発信により、県内企業の関連分野への参入を促進している。

「資源エネルギー庁では、自治体の皆様向けに再エネ条例の検索や、関係法令違反通報のための情報閲覧システム（窓口）を設けています。この窓口があることを知っていましたか。」という質問に対しては、「知っており、利用したことがある」が 17.3%、「知っているが利用したことではない」が 22.9%、「知らない」が 58.7%、「今後活用ていきたい」が 0.6%、未回答が 0.6%となり、情報閲覧システムの認知度には課題が感じられる結果となった。

また、利用したことがある自治体への「利用してみてよかったです・改善点等」についての回答として以下の意見が寄せられた。

〈良かった点〉

- ・必要な情報が入手出来て助かった
- ・自治体で把握しきれていない市内の FIT 事業を知ることができるのは助かる。
- ・関係法令違反通報機能が追加されたことで、通報スキームが簡略化され便利になった。
- ・アカウント数が増えたことで、自治体の中でより多くの職員が再エネ情報を確認することができるようになった。
- ・市内で FIT 申請の案件があった場合に通知される情報を基に、市条例に関する手続きが適切に行われているか確認している
- ・他自治体の再エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。

- ・全国の再エネ条例策定状況の確認が容易である。
- ・再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることことができた。
- ・出力希望ごとにデータ抽出、閲覧ができることがよかったです。

〈改善点〉

■検索機能について

- ・設備申請詳報を検索する際、出力が検索に必須とならないようにしてほしい。
- ・認定情報地図検索の際に、初めに検索範囲を指定できるようにしてほしい。
- ・地図化されると良いかも。古い情報が不明である。全ての発電所（FIT期間外となったもの）を見たい。確実に設置済みなのか、未設置なのか分かりにくく。
- ・都道府県ごとに案件が一覧で出力できる機能が欲しい。
- ・個々の案件のデータだけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再エネ特措法認定状況・導入状況、推移などを出力できるようにしていただきたい。

■表示内容について

- ・変更手続きなどがあると申請日が更新されてしまい、最初の申請日が分からなくなってしまうため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。
- ・隣接自治体以外の情報も閲覧できるとよかったです。
- ・関係法令違反通報において、どの程度の内容で通報すれば良いか曖昧であるため、事例紹介等を行ってほしい。

■表示や接続、操作の不備、分かりにくさ

- ・認定情報を地図上から確認しようとした時、標示されない事業がある。
- ・新たに導入された多様な主体認証方式について、対応できるモバイルデバイスや物理的なセキュリティキーを保有していないため、接続ができなくなっている。
- ・直感的な操作が難しいというのが第一印象。

一方で、利用したことがないと回答した自治体への「利用しなかった理由」についての回答として下記の回答が寄せられた。

- ・特に利用する機会がなかった
- ・必要となる事案がこれまで発生しなかった。
- ・事業者確認や通報が必要なFIT案件を把握していないため
- ・住民からの苦情を再エネ事業者に伝え、対応してもらっているため。
- ・条例検索、違反通報窓口がどこにあるのかログインしても分からない。
- ・ID、パスワードが不明

利用している自治体からは関連法令の確認や再エネ事業者の特定、通報の簡略化にスム

ーズさを感じており、これからも利用していきたいという声が寄せられている。

一方で、改善点としては、検索条件の柔軟さや検索結果の表示の仕方についての希望が多く寄せられた。その他の改善点としては、表示内容についてより多くの情報を載せてほしいという希望や、過去の申請履歴を見られるようにしてほしいという希望や、表示されない事業があることやセキュリティの問題で接続ができない、操作が分かりづらいという声が寄せられた。

利用していない自治体からは、そもそも利用する機会がなかったという声や、ログインしても目的の機能が見つけられなかった、ID、パスワードが不明で利用できなかったという声があった。

「東北経済産業局が開催する情報連絡会で取扱う内容に関して、御要望がありましたらご自由に記載ください。」という設問については以下のような声が寄せられた。

■地域トラブルについて

- ・地域におけるトラブルへの対応について。
- ・再エネ関係の補助事業について。
- ・地域におけるトラブル事例への国・自治体の対応について。
- ・風車建設等におけるトラブル、解決事例を知りたい。
- ・地域における再エネに関するトラブルについて、解決に至った事例とその対応。
- ・トラブルを防止する対策について。

■法令や政策動向について

- ・再生可能エネルギー関連施設と法令との状況
- ・再生エネルギーに関する政策動向について

■事例の共有

- ・盛土規制法に対応している事例があるのか知りたい。
- ・再生可能エネルギーを導入したことによって、地域の経済的なメリットがあった好事例
- ・再エネの優良事例について
- ・再エネ規制条件等について情報交換・事例発表等を希望します。

■その他

- ・情報連絡会は結構ですが、民間も含めプラットフォームが多すぎて混乱を招いています。
- ・海外の再エネ導入促進施設の事例紹介
- ・非 FIT による発電設備の増加への資源エネルギー庁の対応状況・所感について
- ・再生可能エネルギーの導入拡大と環境（景観）との調和について
- ・トラブルの多い業者との情報共有はしたい。
- ・自治体が再エネ推進に取り組む意義について

- ・法令で定められている再生可能エネルギー別の関連法に基づく「手続き一覧」や留意事項についてのご説明をいただけますと非常に助かります。
- ・情報連絡会はWeb開催の対応をお願いしたい。

全体として、地域における再エネ事業に関するトラブルの対応方法や、他自治体の対応事例を共有したいという回答が最も多かった。その他、再生可能エネルギーに関する政策動向を知りたいという回答も多かった。また、優良事例も含めて、他自治体の事例を知りたいという回答も多く、情報交換の場として期待を寄せている声が多くあった。
一方で、再エネ関連のプラットフォームが多すぎて混乱を招いているというご意見やWeb開催を希望するという声も多かった。

イ. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係るヒアリングの実施

再生可能エネルギー導入促進に向けた自治体の取り組みや住民等からの情報提供への対応状況等の把握を目的として、東北6県の再エネ導入担当部署へのヒアリングを実施した。ヒアリング実施概要および内容については以下の通りである。

〈実施概要〉

青森県

ヒアリング実施日時：2023年12月21日(木) 13:30～14:30

ヒアリング先 : 青森県庁 エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課

岩手県

ヒアリング実施日時：2023年12月15日(金) 10:30～11:30

ヒアリング先 : 岩手県庁 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

宮城県

ヒアリング実施日時：2023年12月4日(火) 13:30～14:30

ヒアリング先 : 宮城県庁 環境生活部 再生可能エネルギー室 地域共生推進班

秋田県

ヒアリング実施日時：2023年11月30日(木) 15:30～16:30

ヒアリング先 : 秋田県庁 産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー推進チーム

山形県

ヒアリング実施日時：2023年11月28日(木) 10:30～11:30

ヒアリング先 : 山形県庁 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課

福島県

ヒアリング実施日時：2023年12月6日(火) 10:00～11:00

ヒアリング先 : 福島県庁 企画調整部 エネルギー課

〈ヒアリング内容〉

■再エネ事業への懸念等に関する外部からの情報提供への対応状況

県に寄せられる情報提供としては、森林法に関係するものや、メガソーラーに対するものが多いとのことであった。

外部からの情報提供への体制は、県によって異なり、再エネ担当部署がとりまとめ窓口となるケースや、関係法令を所管する制度担当各課が直接窓口となるケースが見られた。県庁内で再エネ関連部署から成るチームを立ち上げ、定期的に集まり情報共有を行っている県もあった。

関係法令違反に関して経済産業局へ報告を行うのは、県から指導をした後に、それでも改善がされない事例に限っているという県もあった。

■再エネ導入に向けた市町村との連携

多くの県で条例の制定時や個別事案の発生時に連携をとっている加えて、県内市町村を含む協議会を形成し、定期的に情報提供・意見交換を行っている県もあった。

■県独自の再エネ導入支援制度

県内の事業者向けに再エネ導入に関する専門のアドバイザーを派遣し、相談対応を実施している県が複数あった。また、参入事業者への再エネ設備導入補助金や、事前調査に対する補助金を設けている県も複数あった。

■地方自治体等向け情報閲覧ページの活用状況

関係法令違反等の情報について、府内で取りまとめ、関係法令違反通報機能を用いて経産局・エネ庁へ情報提供を行っている県もあったが、ほとんどの県が認定状況の閲覧程度の活用に留まっていた。多要素認証の手続きが煩雑で活用するうえで障害になってしまっているという声もあった。

■地域との共生の良好事例

直近で運用開始した発電施設について、学生向けの見学会や出張授業の実施を行うなど、地域への理解の促進を促すような取り組みを事業者自らが行っている事例があった。また、再エネを利用して体験学習ができる施設や農業・畜産業等の産業と連携して、事業者と地域でwin-winの関係を築けている事例もあった。

一方で、目立ったトラブルこそ起きていないものの、どこまで地域との良好な関係を築けているのか分からぬという声もあった。

■情報連絡会での関心事項等

他県での対応事例については、良好事例、苦慮している事例ともに関心があるという声があった。また、条例策定の検討状況など県として取り組んでいることの情報交換をしたいという声が多くあった。洋上風力の地元貢献策についても、地元にどのように裨益するのかに関心があるという声もあった。

■再エネに関する条例の制定状況

一部の県では、県への事前協議や住民説明会を義務付ける条例を制定しており、それ以外の一部の県においても、再エネと地域の共生に向けたルール作りの検討の動きがある。

■その他懸念事項

2024年4月施行の改正再エネ特措法で要件化される住民説明会と県の条例で求めている住民説明会のタイミングや内容が合わないことや、再エネ特措法の改正内容が市町村に十分周知が図られているか懸念する声があった。

■その他局への要望

局主催の再エネ理解促進のイベントがあれば、連携したいという声もあった。

ウ. 東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会の開催

関係自治体との連携強化を図るため、盛岡、仙台 2 つの会場で現地ならびにオンラインでの情報連絡会を開催した。

情報連絡会では、資源エネルギー庁より最近の再エネ関連政策に関する動向の紹介を行ったほか、宮城県御担当者様より再生可能エネルギー地域共生促進税についての紹介や、東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査の結果報告を行った。

また、グループディスカッションを通じて参加者が各自治体の取り組みについて情報交換を行い、各自治体の課題や取組事例などの共有を図った。

○開催概要

開催方法	現地会場、オンライン開催
参加対象	自治体職員
概要	<ul style="list-style-type: none">・資源エネルギー庁からの再エネ政策の動向紹介・関係自治体からの再エネ導入に当たっての事例紹介・経済産業省からの情報提供・参加者同士の情報交換

(盛岡会場)

開催日	2024 年 2 月 9 日(金) 14:00~16:30
会場	マリオス 185・186 会議室 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
参加自治体・人数	会場参加 14 名 オンライン参加 9 名

(仙台会場)

開催日	2024 年 2 月 15 日(木) 14:00~16:30
会場	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カシファレンスルーム 8G 宮城県仙台市青葉区花京院 1-2-15
参加自治体・人数	会場参加 11 名 オンライン参加 8 名

(1) 県別参加人数

(盛岡会場)

盛岡会場での自治体別参加人数の内訳は青森県 10 名、岩手県 6 名、秋田県 4 名、山形県 2 名、宮城県 1 名の計 23 名であった。

県別	参加人数
青森県	10
岩手県	6
秋田県	4
山形県	2
宮城県	1
計	23

(仙台会場)

仙台会場での自治体別参加人数の内訳は、宮城県 9 名、福島県 7 名、秋田県 2 名、山形県 1 名の計 19 名であった。

県別	参加人数
宮城県	9
福島県	7
秋田県	2
山形県	1
計	19

(2) 参加方法別参加人数

(盛岡会場)

盛岡会場での参加方法別参加人数の内訳は会場参加 14 名、オンライン参加 9 名であった。

参加方法	参加人数
会場	14
オンライン	9
計	23

(仙台会場)

盛岡会場での参加方法別参加人数の内訳は会場参加11名、オンライン参加8名であった。

参加方法	参加人数
会場	11
オンライン	8
計	19

○プログラム内容

当日のプログラム内容は下記の通り。

1. 開会挨拶

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長 布施 成章

2. 直近の再エネ関連政策の動向について

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室

室長 伊藤 隆庸、課長補佐 石丸 嵩祐

3. 再生可能エネルギー地域共生促進税について

～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 技術主査 須永 健太

4. 経済産業省からの情報提供

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室

課長補佐 石丸 嵩祐

東北経済産業局 資源エネルギー環境部

エネルギー対策課 課長補佐 生田目 仁司

5. 参加者同士の情報交換

○情報連絡会の様子

(盛岡会場)講演の様子



(仙台会場)講演の様子



(盛岡会場)グループワークの様子



(仙台会場)グループワークの様子



○資料の一部

(講演資料)再生可能エネルギー地域共生促進税について

資料3 宮城県

再生可能エネルギー地域共生促進税について ～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

4.まとめ

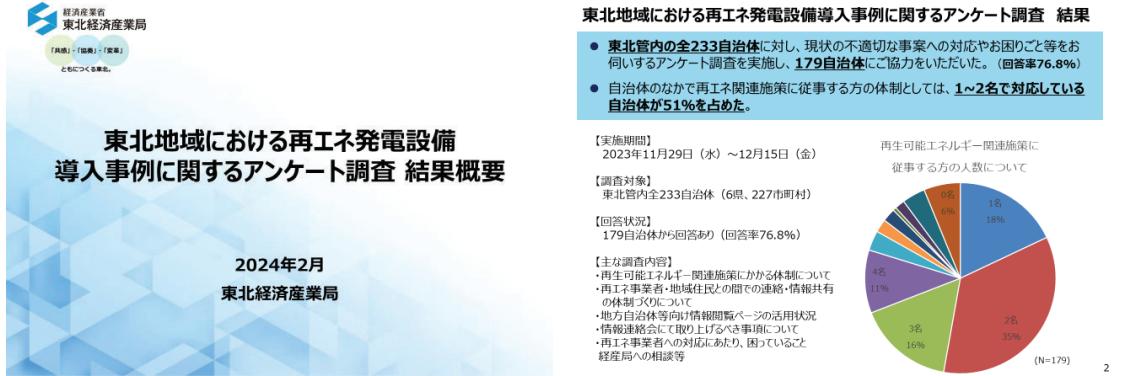
ポイント

再エネ地域共生促進税は、**再エネの抑制を目的としているのではなく、地域と共に生した事業を非課税とすることで、再エネの地域共生を促進することを目的としている。**

県としては、本税を適切に運用するとともに、**ガイドラインの運用**をはじめ、合意形成に向けた**地域協議会の運営に関する助言、運営費用の助成など、伴走型の支援**によって、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくこととしている。

税条例の条文やガイドラインのダウンロードはこちら（県HP）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html

(情報提供) 東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果概要



○グループディスカッション

各自治体のナレッジや課題感の共有のため、3つのグループに分かれ、それぞれ意見交換を行った。

また、各自治体には事前に以下の3つのテーマをご準備頂いた。

テーマ1：どのような形で再エネ関係業務に携わっていますか

テーマ2：その業務における困りごとはなんですか

テーマ3：参加自治体に聞いてみたいことがあればお寄せください

(盛岡会場)

グループディスカッションの内容は以下のとおり。

(1) A グループ

トラブル事例などの意見交換を行った。

情報交換で出た内容は以下の通り。

- ・地方自治体等向け情報閲覧ページに関する知見がなかったため、今後使っていきたい。
 - ・情報収集のための問い合わせは数多くくる。
 - ・事業者説明会ではどのような取り組みを行っていたか。雰囲気や反応を知りたい。
 - ・新エネ大賞のホームページに事例集があり、好事例が見られる。

(2) B グループ

地域住民や事業者等からの相談対応について意見交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・案件を個別に追い、どこでトラブルが起こっているか把握をしていたが、件数が多い中で対応も難しくなる。
 - ・条例の制定を検討している。

- ・関係法令をクリアした上で、地域と共生していくやり方を考えていく必要がある。
- ・（自治体における独自の条例等のルールのなかで行われる）届出及び説明会の内容は、自治体のホームページで公表している。
- ・地域住民からの求めがある場合には、地域住民と事業者間の合意を求めている。
- その他、関係法令違反の範囲、交付金の一時留保について情報交換を行った。

(3) C グループ

- トラブル事例や取組などの意見交換を行った。
- 情報交換の内容は以下の通り。
- ・景観や騒音による、事業者と住民とのトラブルが多い。
 - ・ガイドライン等に拘束力がないことから自治体としてどう対応したらいいのか困っている。
 - ・地方自治体向け情報閲覧ページの存在を知らなかったため、今回参加してよかったです。早速使ってみる。
 - ・自治体独自の再エネに関する条例を制定。
 - ・地域による違いを把握せずに計画を進めようとする事業者に、条例の中でどう対応すればいいのか。
 - ・既に制定されている、自治体独自の条例において、再エネ事業を行う場合は届出の義務があり、条例への違反があった場合、勧告等を経て HP で事業者名を公表する。
 - ・再エネの地産地消スキームを作った。新電力で提供する一般家庭向けメニューとして、自治体の再エネが増えれば増えるほど、電気料金が安くなるスキームなども、アイデアとしては持っている。再エネが立地することで一般の方にも分かりやすくメリットがもたらされる仕組みがあれば、地域での受け止め方も変わってくるのではないか。
 - ・複数の事業者が域内で競合しており、どの事業者も地域貢献への意欲を見せている。他方で自治体が事業者を選ぶわけにもいかず、対応に苦慮している。
 - ・10年ぐらい前にメガソーラーを導入。地域貢献として売電分で電気代を安くするなどしている。
 - ・発電設備導入への補助金を実施しているが、積雪や日照不足により制度利用に影響がでる。
 - ・低圧の顧客をいかに獲得するかについて悩んでいる。

(仙台会場)

(1) A グループ

業務の困りごとについて、聞いてみたいテーマとして「促進区域設定について」の意見交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・県内自治体から促進区域設定に係る相談が 1 件もない。
- ・策定にあたってのガイドラインをよりどころにして進めてはどうか。
- ・自治体の再エネ導入支援補助金について、エネ庁の再エネ導入支援と併用できるがエネ庁の募集締切りが早く、件数的に伸び悩んでいる。
- ・各自治体の促進区域設定の検討状況が知りたい。
- ・再エネ導入支援補助金は募集後、早々に上限に達している状況。広報に掲載のほか積極的に募集していない。
- ・バイオマス発電所の立地にあたり住民反対対応に苦慮している。事業者が法律に基づく手続きをきちんと進めている中で、住民が反対している場合の対処方法はどうすべきか。
- ・蓄電池設置に係る補助金はあまり募集が無い。今後、太陽光発電とセットで設置するものに対する補助金にするなど工夫して募集したい。
- ・再エネ条例が無い町なので、自治体検索システムで各自治体の再エネ条例を確認することでき参考になる。
- ・地域共生のための補助事業を運用している。

(2) B グループ

事前作成資料に基づき情報交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・自治体で制定した条例にて、再エネ立地の抑制は行っている。砂防法等の対象区域については届出を提出させるもので、「禁止」ではない。令和 3 年 1 2 月に施行してから、2 年で 30 件弱の届出があり、相談は日々寄せられている。
- ・推進と抑制のバランスが難しい。
- ・FIT/FIP を使わない事業者が増えている。地域への還元を促すような施策が重要。
- ・自治体内の再エネ自給率は、2030 年に 50% という目標には十分に達している状況であり、自治体内で再エネ政策に力を入れていこうという機運はあまりないのが悩み。
- ・これまで再エネを推進してきているが、やはり県内で見ても大規模な需要がなく地産地消が難しい側面がある。直接的には再エネ政策ではないが、こういった大規模な需要を作る・増やす動きも出てきている。
- ・ゼロカーボンに向けた取り組みは進んでいる。
- ・GX は重要な施策の 1 つであるが、他方で個別の事案となると役所の中でも担当部署が明確に定まっていない状況。
- ・エネルギーの地産地消を目指す住宅用の太陽光パネルの設置補助金はある。

(3) C グループ

情報交換の内容は以下の通り。

- ・既存住宅への太陽光パネル設置が進んでいないことを問題視。コスパ含め手間等を考えるとメリットが見出せず新築住宅への設置より推進が難しい。
- ・PPAは採算が見合わないので、資金力に課題がある地域新電力にとっては厳しい。採算があわない為に断念することがある。
- ・再エネ推進部門と規制部門の両方を担っている。どちらの立場をとるか難しいところがある。
- ・陸上風力の案件で、国有林の貸付契約には自治体の同意書の提出が求められているが、特定の事業者に対してお墨付きを与えるのは難しい雰囲気がある。

○アンケート結果

アンケートを以下の通り実施し、以下の通り回答が得られた。

(盛岡会場)

Q1.講演1「直近の再エネ関連政策の動向について」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 13)

- 満足 どちらともいえない
 不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	11
どちらともいえない	1
満足・どちらともいえない	1
(空白)	10
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 13)

- 長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	11
短い	1
長い・ちょうどいい	1
(空白)	10
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数 2)

・説明時間が資料のボリュームに比べて短いと思われる。
・全国的に太陽光発電施設のトラブルが多いため、太陽光発電施設を中心とした政策になっているものと思います。北海道・北東北は、風力発電施設の件数が他地域に比べると多く、特に近年は、風力発電の適地が少なくなってきたことから、保安林に計画される風力発電事業が増え、地域とのトラブルも増えてきています。その理由の一つとして、形式的に環境影響評価手続を方法書まで進め、先に FIT 認定を受けてから、保安林解除に向けた調整を行おうとする事業者の姿勢が考えられます。今後、風力発電施設が保安林に計画される事例がさらに増えてくると思います。可能であれば、地域森林計画民有林と同様に、FIT 認定の際に、保安林を解除できる見込み（市町村の同意）を確認することを義務付けていただくよう検討いただけすると幸いです。

Q2.講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 13)

満足 どちらともいえない
 不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	13
(空白)	10
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 13)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	11
短い	2
(空白)	10
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。
(回答数 3)

- ・よく考えられた制度であり、制度構築に当たって大変な御苦労があったものと思いました。今後、税のゾーニングによる実効性がどの程度発揮されるのか注視させていただきます。
- ・回答しにくい質問にも丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。今後とも色々とお問い合わせすることもあるかもしれません、その際はよろしくお願ひいたします。
- ・質疑応答時間がもう少しあるとよい。

Q3. 「経済産業省からの情報提供」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 12)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由 :)

項目	回答数
満足	11
どちらともいえない	1
(空白)	11
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 12)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	12
(空白)	11
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。(回答数 1)

- ・情報閲覧のツールを活用させていただきます。

Q4. 「参加者同士の情報交換」について、各項目該当するものをお選びください。(※会場参加の方のみ)

(1) 内容について、満足できるものでしたか。(回答数 10)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由 :)

項目	回答数
満足	7
どちらともいえない	3
(空白)	13
総計	23

(2) 意見交換の時間設定についてはいかがでしたか。(回答数 10)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	4
短い	6
(空白)	13
総計	23

Q5. 東北経済産業局では来年度も、再生可能エネルギー関連施策に係る自治体のご担当者の皆様との情報連絡会を開催予定です。連絡会の開催時期、開催方法、取り上げる内容等に関しまして、ご要望がありましたらご自由に記載ください。(回答数 6)

- ・開催時期は、もう少し早期にしていただけないと有り難い。情報交換時のグループの人数が少なく、あまり他県との情報交換が図ることができなかつた。各グループにバランスよく各県が入るようにするため、開催箇所は1箇所としてよいのではないか。
- ・開始時刻を30分早くしてほしい。
- ・管轄外かもしれません、CCS事業の取組事例や水素など新エネに関する情報提供。
- ・質問と回答を後日メール等で送付いただけとありがたいです。
- ・第1四半期に実施すると、繋がりができるよ。(ディスカッションは難しいかもしれません。)
- ・普段、他自治体の方と話す機会がないので、参加者同士の意見交換が非常に参考になった。今回、時間の都合により途中で終わってしまったが、例えば13時からの会議とし、もう少し長めの時間を確保していただけと、より有意義な意見交換ができたと思う。

(仙台会場)

Q1.講演1 「直近の再エネ関連政策の動向について」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 6)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	5
短い	1
(空白)	11
計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数 1)

・再エネ導入の状況と、これを実現するための再エネ特措法の改正について大変貴重な講演でした。再エネ特措法の改正については、重要な事項が多数盛り込まれており説明会として開催しても良いのではと感じました。

Q2.講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 6)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	5
短い	1
(空白)	11
総計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数 1)

・再エネへの課税という全国初の取組みの詳細を知る大変貴重な機会でした。なお、講演については質疑応答の時間が確保できればと思い、時間は短いと思いました。

Q3. 「経済産業省からの情報提供」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由 :)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
総計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 6)

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
ちょうどいい	6
(空白)	11
計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。(回答数 1)

・再エネ関係での通報フォームが整備されることは自治体としても今後の事業者への対応に資するものと考えます。

Q4. 「参加者同士の情報交換」について、各項目該当するものをお選びください。(※会場参加の方のみ)

(1) 内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

満足 どちらともいえない

不満 (その理由 :)

項目	回答数
満足	6
(空白)	11
総計	17

(2) 意見交換の時間設定についてはいかがでしたか。

長い ちょうどいい 短い

項目	回答数
短い	4
ちょうどいい	2
(空白)	11
総計	17

Q5.東北経済産業局では来年度も、再生可能エネルギー関連施策に係る自治体のご担当者の皆様との情報連絡会を開催予定です。連絡会の開催時期、開催方法、取り上げる内容等に関しまして、ご要望がありましたらご自由に記載ください。(回答数 5)

- ・意見交換の時間がもう少し長く取れると良かったです。
なお、実施時期については、来年度の事業構築等に反映できるよう、夏頃でも良いかと思いました。
- ・共通する業務の話しをする機会が多くないのでとても有意義な時間でした。多くの自治体職員の方と情報交換できる機会が増えるとありがたいです。(対面だと、その後の連絡もしやすいです)開催時期は早めに情報提供いただければ対応可能なので特にありません。開催方法はオンラインだと参加しやすい面もありますが、その後の連絡を取るまでの状況には至りにくいと感じます。内容は再エネに関するものであれば参加させていただきたいです。
- ・今般の再エネ特措法の改正にあたって、ガイドラインも改正されるとのことであるが、ガイドライン自体が複数回改正されており、充実・多岐にわたる内容であることから、ガイドライン改正の概要と今後の対応について取り上げていただきたい。
- ・自治体で導入した再エネ設備の成功事例などあれば話を伺ってみたい。
- ・終了時間について、16時までとしていただけると会場参加しやすいかと思います。

○情報連絡会のまとめ

参加者のアンケート結果を基に、情報連絡会についてまとめる。

講演1「直近の再エネ関連政策の動向について」について

満足度意向は回答数19に対して満足17(89.4%)と高い傾向が見られた。

講演時間は回答数19に対してちょうどよいと答えた方17(89.4%)と高い傾向ではあるが、資料のボリュームに対して、説明時間の短さを感じる意見も挙がった。

再エネ特措法の改正については、重要な事項が多数盛り込まれており説明会として開催の要望もあった。

直近の再エネ関連政策の動向についての講演は、満足度の高さから定期的に発信していくことが重要と思われる。

講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について

満足度意向としては回答数19に対して満足18(94.7%)と高い傾向が見られた。

講演時間としては回答数19に対してちょうどよいと答えた方16(84.2%)、短いと答えた方3(15.7%)であった。特に質疑応答時間について、短さを感じる方がおられた。

95%近くの高い満足度から再生可能エネルギー地域共生促進税についての取組みの詳細を知る貴重な機会と捉えて頂ける講演となった。

限られた質問時間であった点もあり、問合せなどによる対応や今後の実効性についての情報共有を行っていくことが必要と思われる。

「経済産業省からの情報提供」について

満足度意向としては回答数18に対して満足16(88.9%)と高い傾向が見られた。

講演時間としては回答数18に対してちょうどよいと答えた方18(100%)であった。

情報閲覧のツールとしての活用や再エネ関係での通報フォームを認知いただく良い機会となった。

情報提供の場を提供することが自治体側の新たな知見の発見につながるため、引き続き情報提供の場を提供していくことが望ましいと思われる。

「参加者同士の情報交換」について

満足度意向としては回答数16に対して満足13(81.3%)と高い傾向が見られた。

情報交換の時間としては回答数16に対してちょうどよいと答えた方6(37.5%)、短いと答えた方10(62.5%)であった。議論が盛り上がるグループが多く時間が短いと感じる方が過半数をこえる結果であった。

全体を通した意見について

開催時期に関しては、年度の早い時期での開催や定期的な開催を希望される意見があった。定期的な開催も検討の必要性があると思われる。

開催時刻についても13時～16時などの午後の早い時間から16時頃までの開催が参加者の要望に近い傾向が見られる。

各自治体の情報交換時における他県との交流は満足81%と満足いただけている一方で、他講演会の満足度より低い傾向として、グループ内の参加人数の少なさ、交流時間の短さが影響していると思われる。情報交換に対して非常に参考になり有意義な時間となったという意見も多く、交流会全体の中での情報交換の割合を増やすことも必要と思われる。

全体として情報連絡会の満足度は高く、ガイドライン改正が多岐にわたることから、ガイドラインの概要や今後の対応についての情報共有の場や各自治体同士の交流の場は継続し

て設けていくことが重要であると思われる。

3.まとめ

本事業のまとめとして、2つの事業内容に対しての現状や反省点、今後への展望を記載する。

3-1. 「認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応」について

不適切事案等の情報提供への対応について、今後の課題として関連法令や通報ツール等のさらなる周知の必要性と通報内容を早期に解決するための工夫の必要性を感じた。

情報提供の状況については、自治体からの通報が多い状況であったことから、自治体としては再エネ設備の設置状況に高い関心を持っている状況が伺えた。また、情報提供手段として資源エネルギー庁の再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム（以下、エネ庁フォーム）からの提供が最も多く、一定の認知度は得ていることが分かったが、地域住民からの認知度は十分でない状況が見えたため、自治体情報閲覧システムも含めて、さらなる周知が必要な状況である。

通報内容を発電事業者に連絡した際に、是正内容をスムーズに理解していただけないことが複数回あったことから、再エネ事業の実施に必要な関連法令の理解が浅い事業者が存在することが分かった。経産局や各自治体から事業者向けの情報周知や法令遵守についての説明の機会を設けていくことで、不適切事案を未然に防ぐことにつながるのではないかと考える。

また、事業者への通報内容の連絡について、法人の事業者には電話やメールでの連絡もつきやすく、通報への対応も速やかな状況が見られたが、個人の事業者の場合には日中の連絡がつきづらく、対応が遅くなることもあった。電話やFAXでの連絡以外にも、必要に応じて郵送での連絡や自治体と連携しての現地対応などの必要性も検討が必要である。

通報内容の早期解決に関して、今回の対応においては、通報内容解決の目標期間を設定しておらず、事業者からの連絡を待つ期間が長期化し、解決までに時間がかかってしまうケースがあった。今後の取り組みとして、事業者への連絡時に対応完了期日を設定する、次回状況確認のタイミングを通知するなどの対応を行い、通報内容の早期解決を目指していく必要がある。

また、エネ庁フォームから活用の課題として、エネ庁フォームへの通報は月に1回経産局に共有されるため、フォームへの通報から実施に経産局で対応を始めるまでに1か月程度のタイムラグが生じてしまうことがあった。エネ庁からの情報共有頻度を上げるなど、タイムリーな対応に向けた工夫も必要である。

3-2. 「関係自治体との連携強化」について

関係自治体との連携強化について、多くの自治体が再エネ事業についての事例の共有や

相談の場を求めていることが分かり、定期的な情報発信、情報共有の場が必要であることが分かった。

アンケート調査では、各自治体の状況や具体的な悩み、質問・要望等を幅広ご回答いただきおり、多くの自治体がトラブル対応の事例や再エネ推進に係る好事例に关心があることがわかった。また自治体ごとに再エネ関連の取り組みやトラブル対応体制にはばらつきが大きいことがわかった。体制面では、自治体における再エネ政策担当者の数があまり多くない自治体が大宗を占めていることが把握できた。こういった結果に対して、トラブル対応や良好事例の情報提供、また今回寄せられた質問・要望への回答やフォローアップを含めて、経産局からの積極的な情報発信を継続して行うことが重要だと考えられる。

ヒアリング対応では、各県における問題意識や課題、独自の取組等を個別に聞き取ることができた。地域ごとの特色に応じて各県の独自の取組の内容も異なるようであった。

情報連絡会では、再エネ関連政策の情報提供に関して非常に高い満足度が得られたことから、引き続きタイムリーな情報提供が必要である。

また自治体参加者同士の情報交換に関しても、内容に関しては参加者からの満足度が高かったことから、課題や好事例の情報共有の場として大いに需要があることが伺える。時間設定について短く感じている参加者も多かったことから、情報交換をメインとした会の開催も求められていると考えられる。

なおイベントの実施にあたっては、開催時期や開催方法をさらに検討していく余地がある。例えば各自治体の都合に合わせて参加ができるよう、年に複数回実施することも一案である。また、オンライン実施も引き続き対応をしていく必要がある。なお、オンラインでの情報発信については、通信回線の影響を受けにくい工夫を検討していく必要がある。

2024年4月には改正再エネ特措法の施行が予定されているが、その中では再エネ事業者が周辺住民等に対して、自らが行う発電事業の概要等を説明し、地域からの懸念の声に誠実に対応することが求められている。また、説明会及び事前周知措置の範囲等については、事業者から市町村に意見を求めることが定められており、今後は市町村側にも少なからず対応が発生することとなる。そうした現状もふまえつつ、次年度以降も定期的な情報発信・情報交換の機会を設け、再エネ特措法および再エネ事業に関する知見の共有、ならびに自治体担当者と経産局との連携強化を進めていくことが求められる。

<付録>

- ・資料1 アンケート結果
- ・資料2 連絡会議配付資料一式

東北地域における再エネ発電設備 導入事例に関するアンケート調査 結果概要

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 東北管内の全233自治体に対し、現状の不適切な事案への対応やお困りごと等をお伺いするアンケート調査を実施し、179自治体にご協力をいただいた。（回答率76.8%）
- 自治体の中で再エネ関連施策に従事する方の体制としては、1~2名で対応している自治体が51%を占めた。

【実施期間】

2023年11月29日（水）～12月15日（金）

【調査対象】

東北管内全233自治体（6県、227市町村）

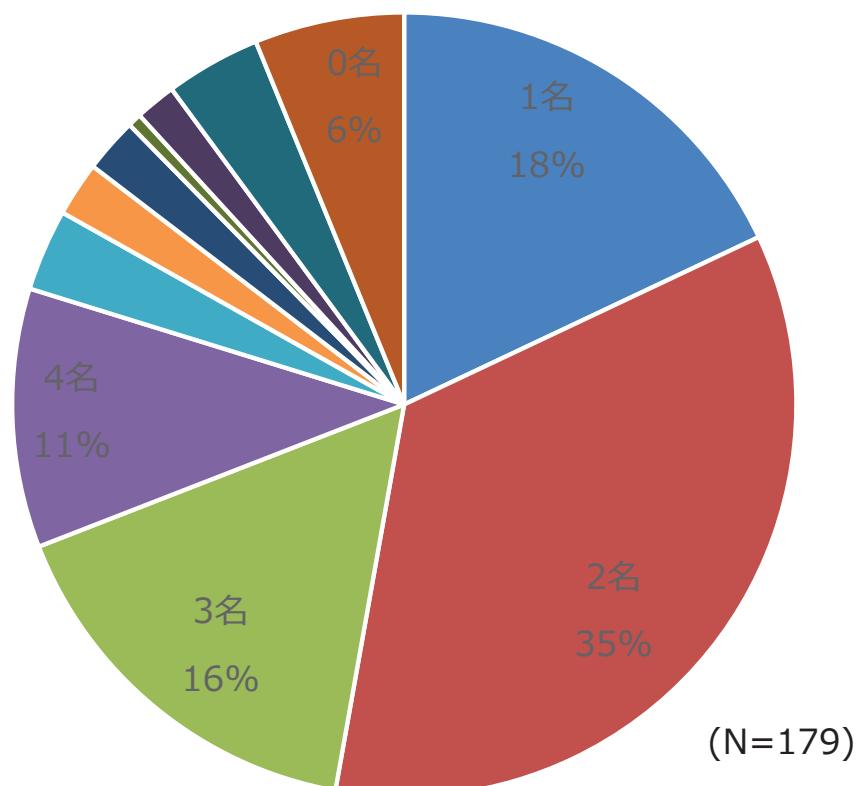
【回答状況】

179自治体から回答あり（回答率76.8%）

【主な調査内容】

- ・再生可能エネルギー関連施策にかかる体制について
- ・再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて
- ・地方自治体等向け情報閲覧ページの活用状況
- ・情報連絡会にて取り上げるべき事項について
- ・再エネ事業者への対応にあたり、困っていること
経産局への相談等

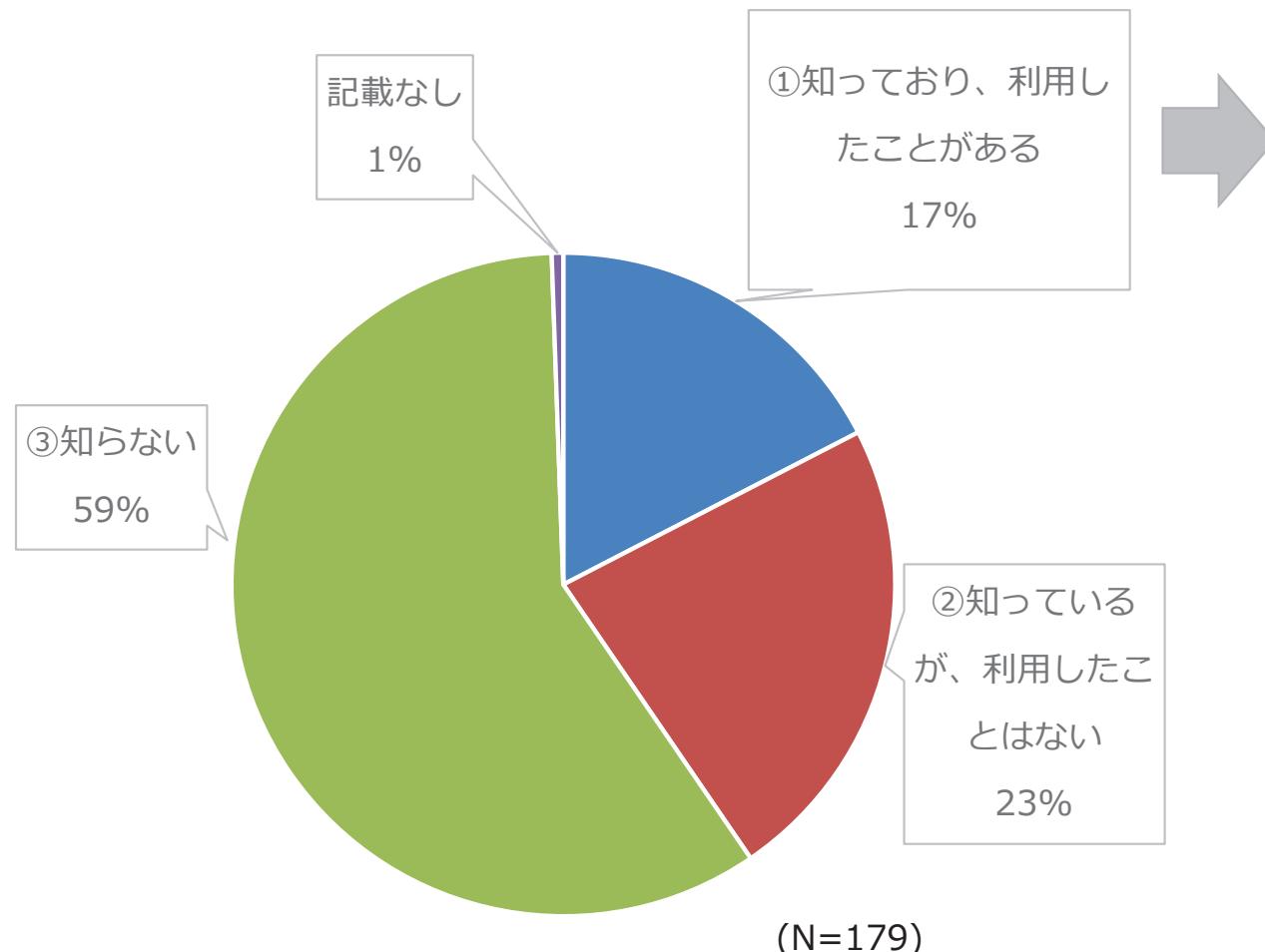
再生可能エネルギー関連施策に
従事する方の人数について



東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 地方自治体等向け情報閲覧ページについては、59%が認知していない状況。
- また、利用したことがある方からは、以下の感想、ご要望等をいただいたところ。

地方自治体等向け情報閲覧ページの認知状況



利用してみての感想・ご要望等

【よかった点】

- ✓ 必要な情報が入手出来て助かった。
- ✓ こちらで把握しきれていない市内のFIT事業を知ることは助かる。
- ✓ 市内で売電を伴う太陽光の設置状況を確認する際に、本システムの検索機能を活用することで実態を把握することが出来た。
- ✓ 他自治体の再エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。
- ✓ 再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることができた。

【ご要望等】

- ✓ 変更手続きなどがあると最初の申請日が分からなくなってしまうため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。
- ✓ 認定情報を地図上から確認しようとした時、表示されない事業がある。
- ✓ 個々の案件だけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再エネ特措法認定状況・導入状況、推移などを出力できるような機能が欲しい。

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 情報連絡会の場で聞いてみたいこと、再エネ事業者への対応にあたり困っていること、経済産業省へのご相談については、様々な内容が寄せられた。
- とりわけ、地域でのトラブルへの対応事例や、再エネの優良事例（地域活性化に貢献している取組等）を知りたいという声が多くあった。

主なご要望等

- ・ 地域（住民／自治体）と再エネ事業者の間でのトラブル事例や、そういった事例への国・自治体の対応について知りたい。
- ・ 地域でのトラブルが解決に至った事例・うまく調和し共生している事例について知りたい。
- ・ 再生可能エネルギーを導入したことによって、地域に経済的なメリットをもたらしたり、地域課題を解決したような好事例を知りたい。
- ・ 再エネ事業を計画している地域外への事業者に地元貢献をするように誘導のために条例やガイドラインを定めている事例があれば知りたい。
- ・ 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書について、自社では特に調べずにフォーマットを送付してきて、自治体に全て調べてもらおうというスタンスの事業者がおり、庁内の調整に苦労することがある。事業者、行政、所管省庁の手続き等業務の効率改善が図れる仕組みがあると助かる。
- ・ 再エネ事業者から相談が寄せられることがあるが、関連規制が多岐に渡るため、自信を持って回答できないことがある。自治体職員向けの研修会等を企画していただけるとありがたい。

配布資料一覧

【資料1】次第

【資料2】直近の再エネ関連政策の動向について

【資料3】再生可能エネルギー地域共生促進税について

～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

【資料4】地方自治体等向け情報閲覧ページについて

【資料5】再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の関係法令違反に係る
情報の提供について（協力依頼）

【資料6】東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会 次第

日時：令和6年2月9日（金）14：00～

場所：マリオス18階 185・186会議室

【プログラム内容】

1. 開会挨拶

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長 布施 成章

2. 直近の再エネ関連政策の動向について

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室 課長補佐 石丸 嵩祐

3. 再生可能エネルギー地域共生促進税について

～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 技術主査 須永 健太

4. 経済産業省からの情報提供

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室 課長補佐 石丸 嵩祐

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 課長補佐 生田目 仁司

5. 参加者同士の情報交換

地域と共生した再エネの大量導入 に向けて

資源エネルギー庁

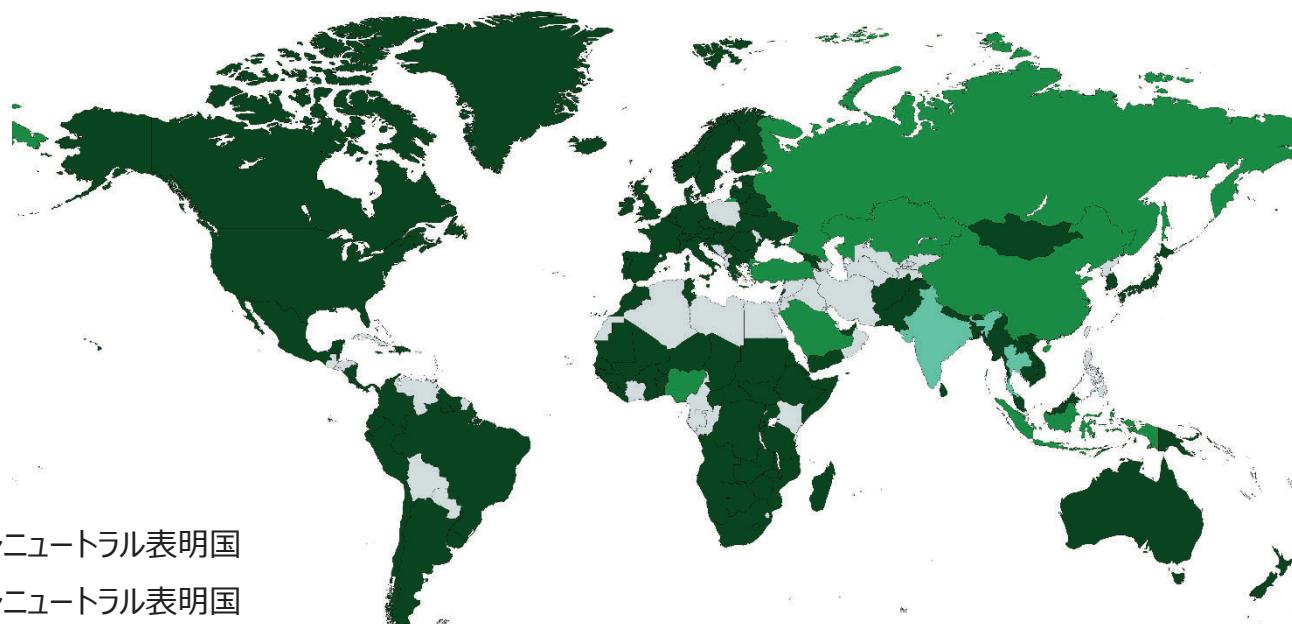
2024年2月

- 1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）**
- 2. 最近の電力動向**
- 3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて**
 - (1) 事業規律の強化**
 - (2) 適地への最大限の導入**
 - (3) 産業化**
 - ・再エネ分野での産業・人材育成**

2050年カーボンニュートラルにコミットしている国

- 2050年までのカーボンニュートラル（CN）に向けて取り組む国・地域¹⁾： **144**
- これらの国における世界全体のCO2排出量に占める割合は **42.2%** (2018年実績 ※エネルギー起源CO2のみ)
- 加えて、中国（28.4%）、ロシア（4.7%）、インドネシア（1.6%）、サウジアラビア（1.5%）、トルコ（2053年CN、1.1%）等は2060年まで、インド（6.9%）等は2070年までのCNを表明するなど、カーボンニュートラル目標を設定する動きが拡大。（これらの国における世界全体のCO2排出量に占める割合： **88.2%**）

カーボンニュートラルを表明した国・地域



1) ①Climate Ambition Allianceへの参加国、②国連への長期戦略の提出による2050年CN表明国、2021年4月の気候サミット・COP26等における2050年CN表明国等をカウントし、経済産業省作成（2021年11月9日時点）
①<https://climateaction.unfccc.int/views/cooperative-initiative-details.html?id=95>
②<https://unfccc.int/process/the-paris-agreement/long-term-strategies>

再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、設置しやすい太陽光発電は、2011年度0.4%から2022年度9.2%に増加。再エネ全体では、2011年度10.4%から2022年度21.7%に拡大。
- 今回のエネルギー믹스改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の野心的目標として、電源構成36-38%（合計3,360～3,530億kWh程度）の導入を目指す。

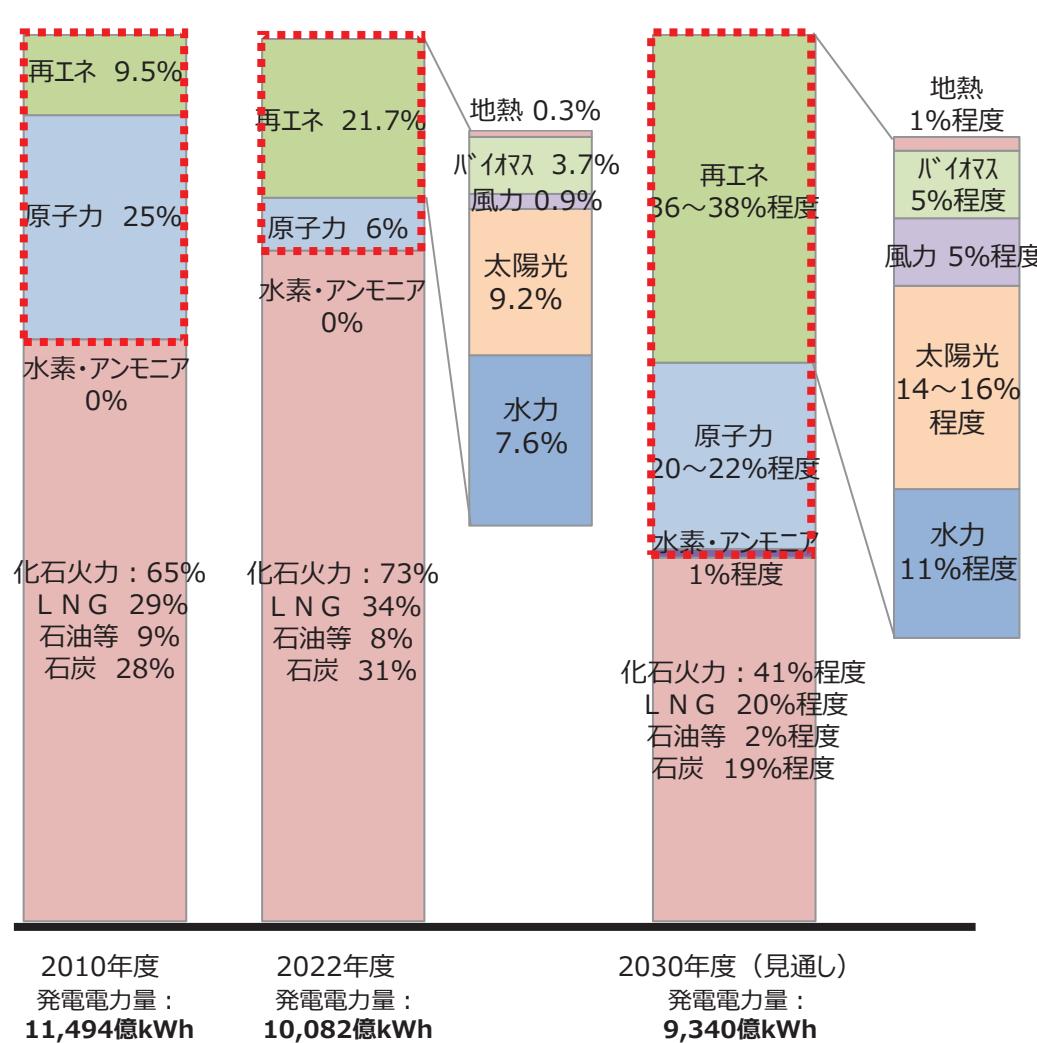
＜再エネ導入推移＞

	2011年度	2022年度	2030年旧ミックス	2030年新ミックス	
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	21.7% (2,188億kWh)	22-24% (2,366-2,515億 kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	9.2%	7.0%	14-16%程度	
		926億kWh		104~118GW	1,290~1,460 億kWh
風力	0.4%	0.9%	1.7%	5%程度	
		93億kWh		23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.6%	8.8-9.2%	11%程度	
		769億kWh		50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%	1.0-1.1%	1%程度	
		30億kWh		1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	3.7%	3.7-4.6%	5%程度	
		371億kWh		8.0GW	470億kWh

出典：総合エネルギー統計（2022年度速報値）を基に資源エネルギー庁作成

【参考】脱炭素電源の導入状況

- 原子力の再稼働が進んではいるものの足元の原子力比率は約6%に留まる。
- 再エネはFIT制度導入以降太陽光を中心に急速に導入が進んでいるものの、ミックス目標との間ではまだ乖離がある。



発電 電力量 (億 kWh)	導入 水準 (2010 年度)	導入 水準 (2022 年度)	旧 ミックス (2030 年度)	新 ミックス (2030 年度)	
				導入 進捗率	導入 進捗率
太陽光	35	926	749	約106%	1,290 ～ 1,460
風力	40	93	183	約51%	510 約18%
地熱	26	30	102～ 113	約28%	110 約27%
水力	838	769	939～ 981	約80%	980 約78%
バイオ マス	152	371	394～ 490	約84%	470 約79%

出典：総合エネルギー統計（2022年度速報値）等を基に資源エネルギー庁作成

「危機克服」と「GX推進」

現状

グローバル

- ロシアによるウクライナ侵略に起因する「石油・ガス市場攢乱」
- エネルギーをめぐる世界の「断層的変動」
⇒ 構造的かつ周期的に起こり得る
「安保直結型エネルギー危機」の時代へ



対応

日本

- エネルギー政策の遅滞

⇒電力自由化の下での事業環境整備、
再エネ大量導入のための系統整備、
原子力発電所再稼働 などの遅れ

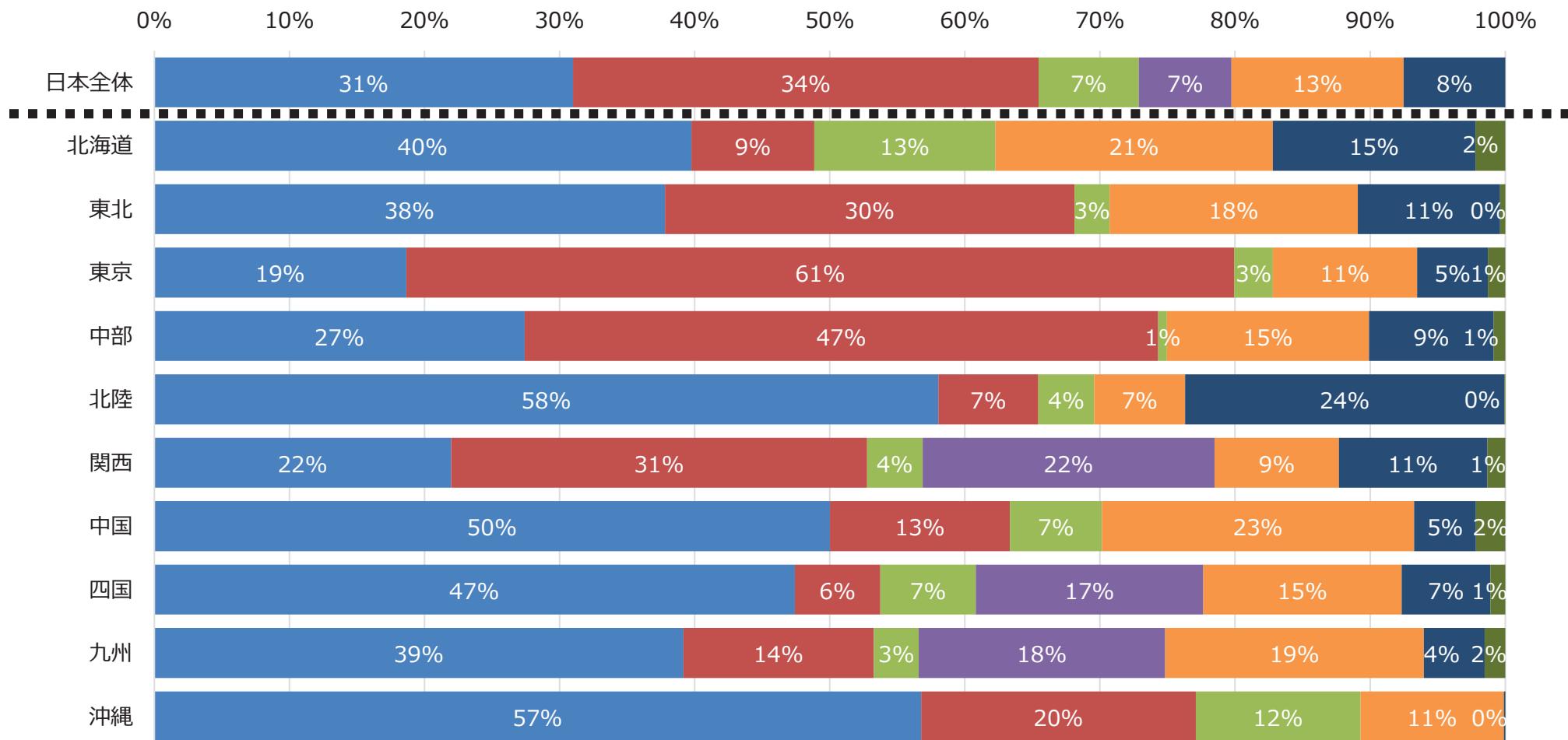


- まず、「足元の危機」を「施策の総動員」で克服
- 並行して、「不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面での国家リスクに直結」「2050年CN、2030年▲46%目標達成にもGXは不可欠」との認識の下で、GXを前倒し・加速化
- 「GXの前倒し・加速化」(第3回以降で議論)
 - ①産業転換 ⇒成長志向型カーボンプライシング と 支援・規制一体での早期導入
 - ②グローバル戦略 ⇒アジア大での「トランジション投資(GX移行投資)」の拡大 など
- 「エネルギー政策の遅滞」解消のために政治決断が求められる事項
 - ①再エネ ⇒送電インフラ投資の前倒し、地元理解のための規律強化
 - ②原子力 ⇒再稼働への関係者の総力の結集、安全第一での運転期間延長、
次世代革新炉の開発・建設の検討、再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化
など

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて
 - (1) 事業規律の強化
 - (2) 適地への最大限の導入
 - (3) 産業化
 - ・再エネ分野での産業・人材育成

【発電実績】

日本全体及び各エリアの電源構成（発電電力量）（2021年度）



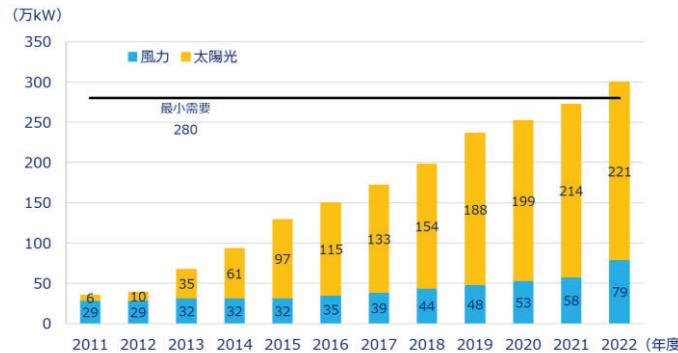
■ 石炭 ■ LNG ■ 石油 ■ 原子力 ■ 再エネ ■ 水力 ■ その他

(出典) 日本全体は、総合エネルギー統計（2021年度確報値）を基に作成。各エリアは電力広域的運営推進機関「2023年度供給計画のとりまとめ」を基に作成。
(留意点)

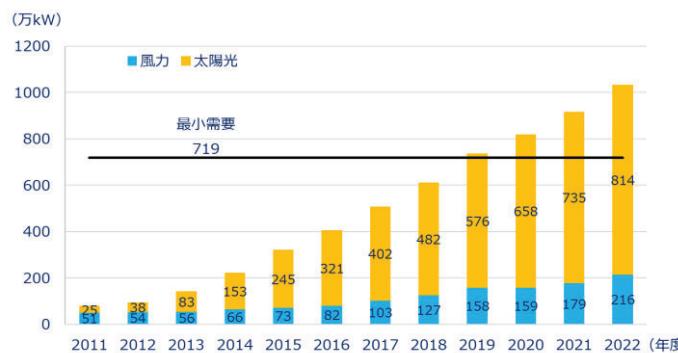
- 各エリアの電源構成については、各発電事業者や一般送配電事業者のデータを基に一定の仮定の下で計算したものであり、実際の発電電力量とは異なる点に留意。
- 「日本全体」は2021年度、各エリアは2022年度の数値である点に留意。また、「日本全体」と各エリアの電源構成は、集計方法が異なるため、単純比較できない点に留意。
- 小数点以下四捨五入の結果、グラフに記載の数字を全て足し合わせても100%にならない場合がある。
- 再エネには、太陽光や風力、バイオマス等が含まれる。その他には揚水等が含まれる。

再エネ導入量の増加

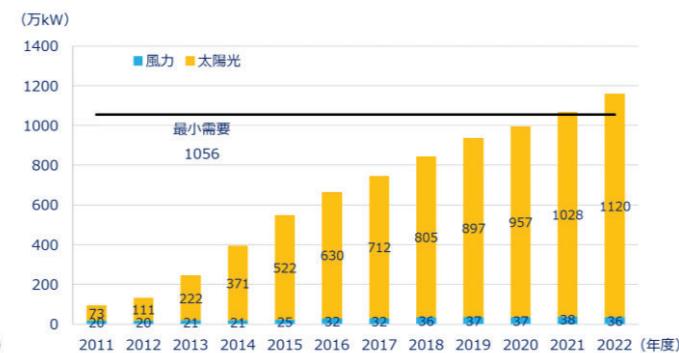
【北海道エリア】



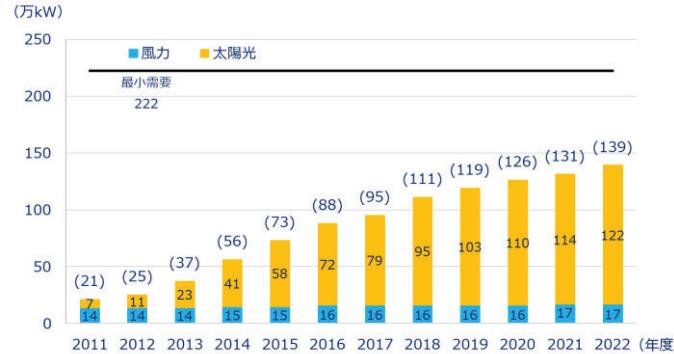
【東北エリア】



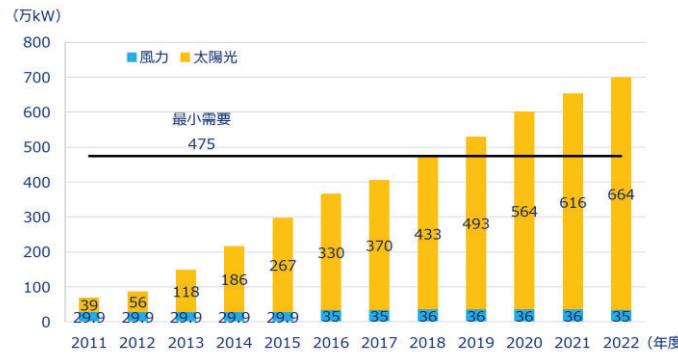
【中部エリア】



【北陸エリア】



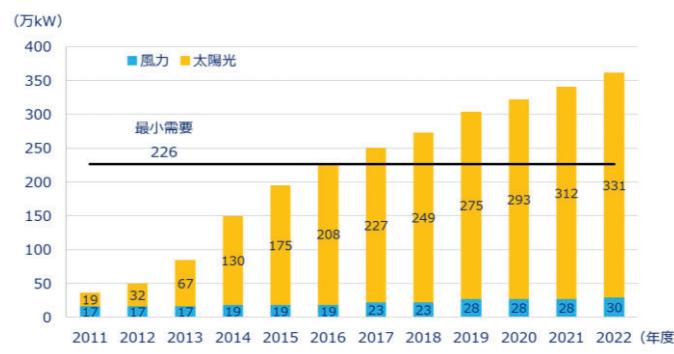
【中国エリア】



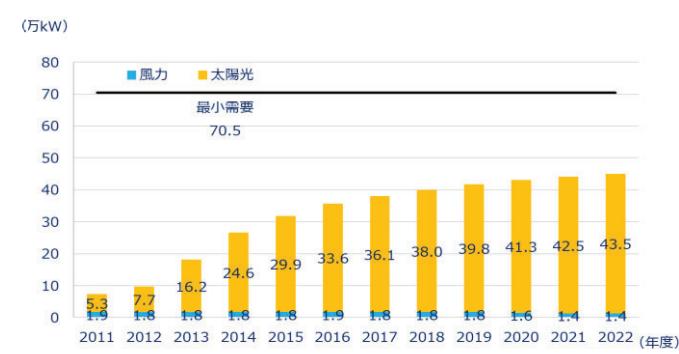
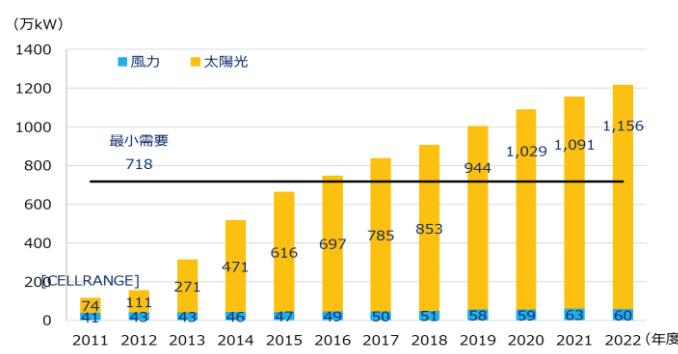
【関西エリア】



【四国エリア】



【九州エリア】



※最小需要とは、2022年の4月から5月8日までの休日（GWを含む）の需要に占める変動再エネの割合（＝（太陽光+風力）／需要）が最大となる日の需要。

沖縄エリアは3月。※FIT制度開始（2012.7～）※淡路島南部地域は四国に含む。

出典：各エリア一般送配電事業者

【参考】2023年度の各エリアの再エネ出力制御見通し等（更新）

(出所) 第47回 系統WG
(2023年8月3日) 資料1

	北海道	東北	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
出力制御率見通し (2023年度更新) 出力制御率(%)※2 [制御電力量(kWh)]	0.01% [50万 kWh]	0.93% [1.47億 kWh]	0.26% [0.41億 kWh]	0.55% [1,062万 kWh]	0.20% [0.18億 kWh]	3.8% [3.50億 kWh]	3.1% [1.63億 kWh]	6.7% [10.3億 kWh]	0.14% [74.3万 kWh]
仮に、エリア全体がオンライン化した場合 出力制御率(%) [制御電力量(kWh)]	- ※3	0.66% [1.04億 kWh]	0.20% [0.32億 kWh]	0.47% [894万 kWh]	0.13% [0.12億 kWh]	2.9% [2.63億 kWh]	2.6% [1.34億 kWh]	6.7% [10.3億 kWh]	0.11% [64.1万 kWh]
連系線利用率※4	50%	北本50%/ 東北東京 80%	-20%	10%	-20%	10%	20%	100%	-
最低需要※5 (2021年度) [万kW]	292	724	1,031	217	1,143	495	229	688	73.8
変動再エネ導入量 (2021年度) [万kW]	272	914	1,066	131	672	652	340	1,154	39.1
変動再エネ導入量/最低 需要 (2021年度) [%]	93%	126%	103%	60%	59%	132%	148%	168%	53%
(参考) 出力制御率見 通し (2023年度当初想 定)※6 出力制御率(%)	0.01%	0.56%	0.01%	0.02%	-	0.67%	0.48%	4.8%	0.12%

※1 2023年4～6月（北海道は4月、5月）の実績を反映。本表に掲載のない東京エリアについては、2023年度に出力制御が発生する蓋然性は低い見通し。

※2 出力制御率は変動再エネ（太陽光・風力）の数値。

出力制御率 [%] = 変動再エネ出力制御量 [kWh] ÷ (変動再エネ出力制御量 [kWh] + 変動再エネ発電量 [kWh]) × 100

※3 「-」で示している部分は、2023年度に出力制御が発生する蓋然性は低い見通し。

※4 各エリアで出力制御が発生する場合に蓋然性が高い連系線利用率の値を採用。-はエリア外からの受電。

※5 4月から5月9日までの昼間の太陽光発電の出力が大きい時間帯の最低需要とする。

※6 出所：第43回 系統WG（2022年11月30日）

出典：各エリア一般送配電事業者

【参考】再エネ出力制御（需給バランス）について

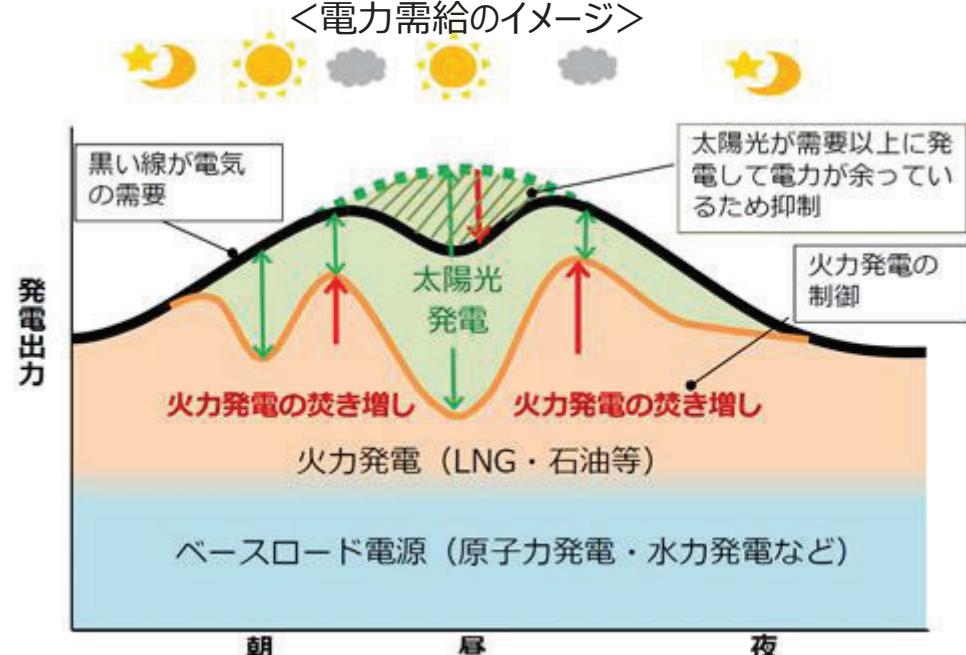
- 電力の需給のバランスを維持するため、優先給電ルールに基づき、火力電源の出力制御や連系線、揚水、蓄電池の活用等の対応を図りつつも、なお、供給が需要を上回る場合、再エネ電源の出力制御を行う。
- 需給バランス制約による再エネ出力制御は、2018年以降、休日やGW等の軽負荷期に九州エリアで実施されていたが、2022年4月に初めて、東北、中国、四国エリア、5月に北海道エリア、2023年1月には沖縄エリア、2023年4月に中部・北陸エリアでも実施。加えて、2023年6月に関西エリアでも実施。（※東京のみ未実施）

＜優先給電ルールに基づく対応＞

- ①火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水・蓄電池の活用
- ②他地域への送電（連系線）
- ③バイオマスの出力制御
- ④太陽光、風力の出力制御
- ⑤長期固定電源※（水力、原子力、地熱）の出力制御

※出力制御が技術的に困難

＜電力需給のイメージ＞



1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて
 - (1) 事業規律の強化
 - (2) 適地への最大限の導入
 - (3) 産業化
 - ・再エネ分野での産業・人材育成

電源別のFIT・FIP認定量・導入量（2022年3月末時点）

- 2022年3月末時点で、FIT制度開始後に新たに運転を開始した設備は、約6,700万kW。FIT・FIP認定容量は、約10,120万kW。
- FIT・FIP認定容量のうち、運転開始済の割合は約66%。FIT制度開始後に新たに運転を開始した設備の約90%、FIT・FIP認定容量の約76%を太陽光が占める。

<2022年3月末時点のFIT・FIP認定量・導入量>

設備導入量(運転を開始したもの)

再生可能エネルギー発電設備の種類	制度導入前 2012年6月までの累積導入量	固定価格買取制度導入後										認定容量 固定価格買取制度導入後 2012年7月～2022年3月末
		2012年度(7月～)・2013年度の導入量	2014年度の導入量	2015年度の導入量	2016年度の導入量	2017年度の導入量	2018年度の導入量	2019年度の導入量	2020年度の導入量	2021年度の導入量	制度開始後合計	
太陽光(住宅)	約470万kW (476,577件)	207.4万kW (228,697件)	103.5万kW (179,408件)	85.7万kW (161,356件)	79.1万kW (133,279件)	65.9万kW (146,685件)	73.2万kW (152,239件)	76.8万kW (141,551件)	75.8万kW (153,101件)	85.9万kW (1,772,893件)	853.4万kW	889.6万kW (1,829,172件)
太陽光(非住宅)	約90万kW (123,730件)	677.2万kW (152,807件)	837.2万kW (115,962件)	815.2万kW (72,578件)	544.5万kW (53,363件)	474.8万kW (54,828件)	490.7万kW (49,174件)	488万kW (33,322件)	500万kW (20,543件)	372.5万kW (676,307件)	5,200.2万kW	6,816.0万kW (786,789件)
風力	約260万kW (21件)	11万kW (24件)	22.5万kW (58件)	14.8万kW (152件)	31万kW (322件)	17.8万kW (517件)	17万kW (340件)	46.8万kW (268件)	36.2万kW (234件)	29.8万kW (1,936件)	226.8万kW	1,320.4万kW (7,996件)
地熱	約50万kW (2件)	0万kW (9件)	0.4万kW (10件)	0.5万kW (8件)	0.7万kW (23件)	0.9万kW (10件)	4.8万kW (6件)	1.3万kW (8件)	0.2万kW (4件)	9.3万kW (80件)	21.6万kW (121件)	241.5万kW (1,123件)
中小水力	約960万kW (39件)	0.6万kW (56件)	8.5万kW (87件)	9.3万kW (101件)	7.9万kW (86件)	7.5万kW (86件)	6.1万kW (89件)	13.3万kW (79件)	16.6万kW (96件)	12.8万kW (719件)	82.5万kW	829.8万kW (895件)
バイオマス	約230万kW (46件)	8.7万kW (48件)	18万kW (57件)	31.4万kW (67件)	35.1万kW (75件)	49.1万kW (61件)	30.7万kW (62件)	48.0万kW (56件)	44.2万kW (67件)	67.6万kW (539件)	332.7万kW	10,118.8万kW (2,626,096件)
合計	約2,060万kW (600,415件)	904.8万kW (381,641件)	990.2万kW (295,582件)	957万kW (234,262件)	698.1万kW (187,148件)	615.8万kW (202,187件)	618.5万kW (201,910件)	677.6万kW (175,284件)	674.2万kW (174,045件)	568.7万kW (2,452,474件)	6,704.8万kW	66.3% 12

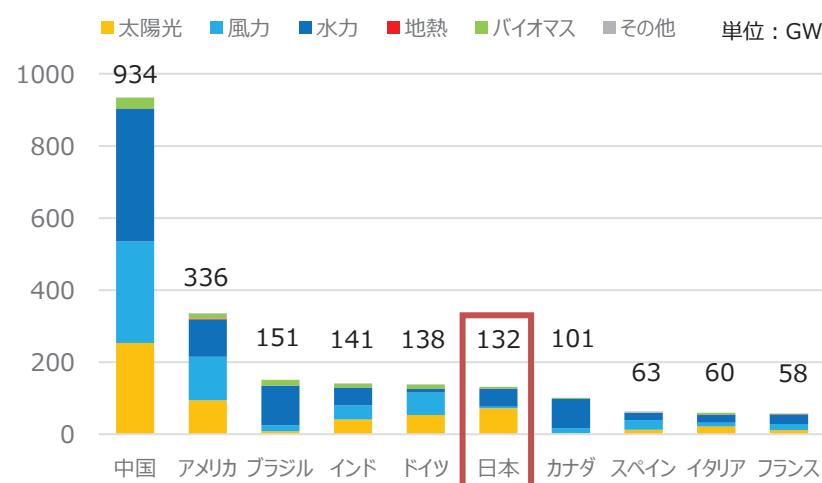
※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 失効分(2022年3月時点で確認できているもの)を反映済。

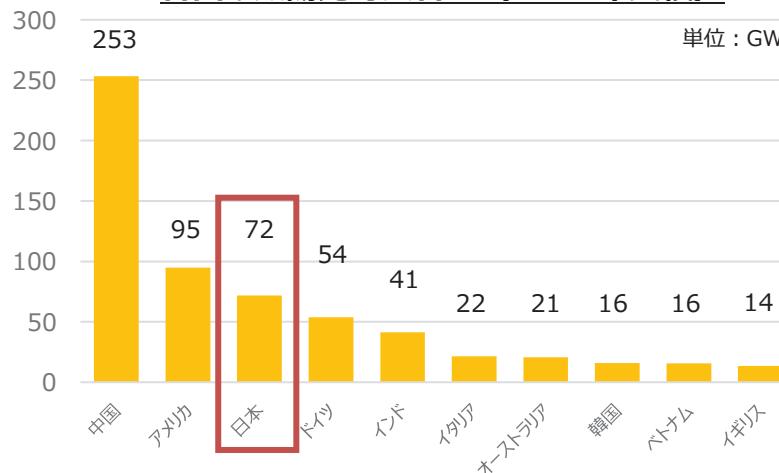
再生可能エネルギーの導入量・導入スピードの国際比較

- 国際機関の分析によれば、日本の再エネ導入量は世界第6位、このうち太陽光発電は世界第3位。
- この8年間で約4倍にという日本の増加スピードは、世界トップクラス。

各国の再エネ導入容量（2020年実績）



各国の太陽光導入容量（2020年実績）



出典：Renewables 2021 (IEA) より資源エネルギー庁作成

発電電力量の国際比較（水力発電除く）

	2012年	2020年
日本	309	1,199 3.9倍
EU	3,967	8,363 2.1倍
ドイツ	1,213	2,323 1.9倍
イギリス	359	1,278 3.6倍
世界	10,586	31,409 3.0倍

出典：IEA データベースより資源エネルギー庁作成

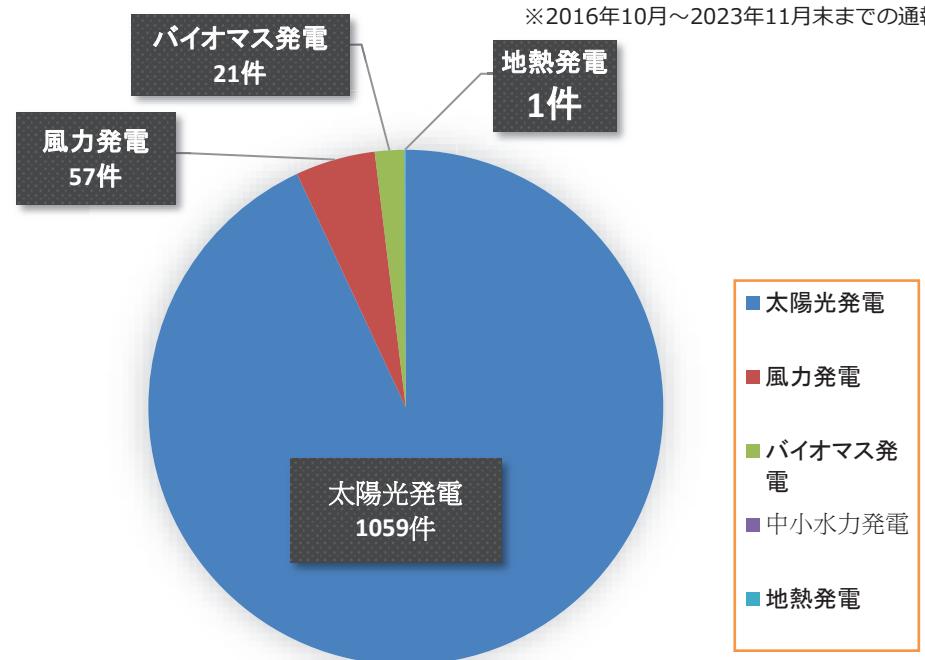
(参考) 地域と共生した事業規律の確保（現状の問題点）

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2023年11月末で1138件の相談あり。そのうち、9割以上を太陽光発電が占めている。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

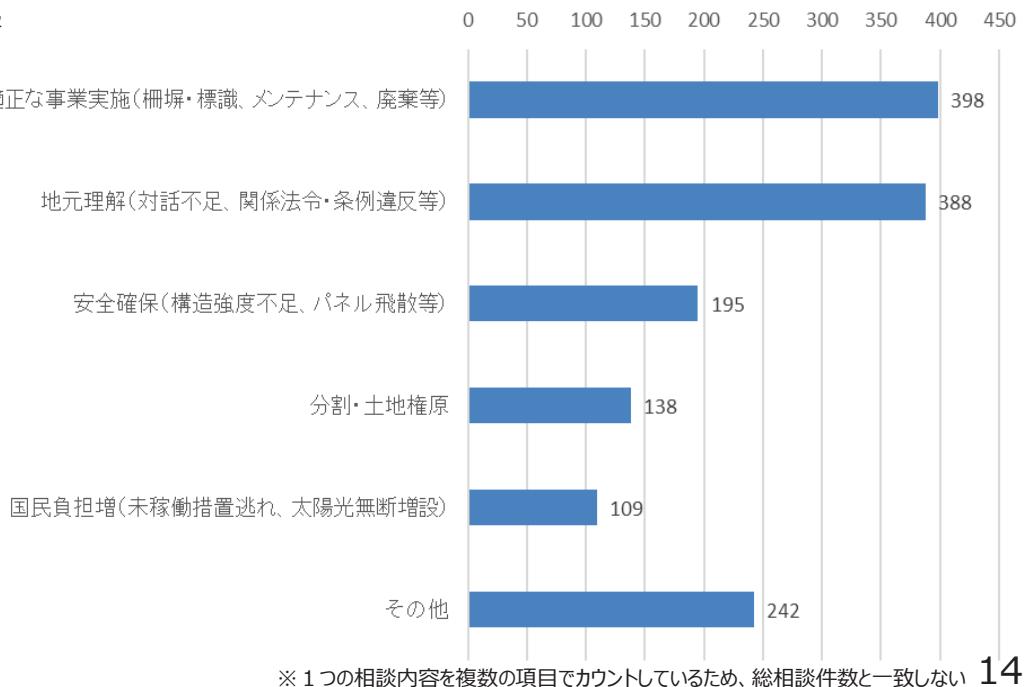
<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- 地元理解への懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- 事業による安全確保への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）

<情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（電源種別）>



<情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容>



地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化

- 再エネの安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化。
- 地域と共生した再エネの導入に向け、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で再エネの適正な導入・管理に関する検討会を実施し、提言をとりまとめ。2022年10月より、制度の具体化に関する議論を実施し、再エネ事業における課題や課題の解消に向けのあり方等について、①～③各事業実施段階及び④横断的事項に分け、制度的措置を整理。
- これらの措置を実施するための再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法案を第211回国会に提出し、5月に成立。2024年4月より施行。

<事業実施段階に応じた制度的対応> ※赤字部分は今般成立したGX脱炭素電源法における再エネ特措法改正部分

①土地開発前	➢ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、 <u>許認可取得を再エネ特措法の申請要件</u> とするなど、 <u>認定手続厳格化</u> 。（※省令改正での対応）
②土地開発後 ～運転開始	➢ <u>違反の未然防止・早期解消</u> を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に <u>FIT/FIP交付金を留保する措置</u> といった <u>再エネ特措法における新たな仕組み</u> を導入。認定取消しの際の <u>徴収規定の創設</u> 。
③運転中 ～廃止・廃棄	➢ 昨年7月から <u>廃棄等費用の外部積立て</u> を開始。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金を活用。 ➢ 2030年代半ば以降に想定される <u>使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する</u> 等の対応を実施。（※省令改正での対応） ➢ 経産省と環境省で有識者検討会を開催し、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めて行く。また、風力発電の廃棄の課題（ブレード等の廃棄・リサイクル）に対し、リサイクル技術等の動向を踏まえた上で、必要な見直しを行う。
④横断的事項	➢ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など <u>周辺地域への事前周知の要件化</u> （ <u>事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様</u> ）。事前周知がない場合には認定を認めない。 ➢ 適切な事業実施を担保するため、再エネ特措法の認定事業者に対し、 <u>事業計画遵守義務を明確化</u> し、 <u>委託事業者に対する監督義務</u> を創設。 ➢ 所在不明となった事業者に対しては、 <u>公示送達を活用</u> して再エネ特措法に基づく <u>処分を迅速かつ適切に実施</u> 。

【参考】GX電源法の概要

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひつ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日(金)に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2)安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援 (電気事業法、再エネ特措法)

① 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備 (電気事業法・再エネ特措法)

- 電気の安定供給の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設 【電気事業法第28条の49】
- 認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付 【再エネ特措法第28条の2】
- 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加 【電気事業法第28条の40】

② 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進 (再エネ特措法)

- 太陽光発電設備に係る早期の追加投資（更新・増設）を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設 【第10条の2】

③ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)

- 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入 【第15条の6】
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置 【第15条の9、第15条の11】
- 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加 (事業譲渡にも適用) 【第9条、第10条】
- 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底 【第10条の3】

*1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法)

① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)

- 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化 (安定供給、GXへの貢献等) 【第2条、第2条の2】
- 国・事業者の責務の明確化 (廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等) 【第2条の2、第2条の4】

② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)

- 原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け 【第43条の3の32】

③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備 (電気事業法)

- 運転期間は40年とし、i) 安定供給確保、ii) GXへの貢献、iii) 自主的安全性向上や防災対策の不断の改善について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める 【第27条の29の2】
- 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由（安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等）による停止期間（a）を考慮した期間に限定する
※原子力規制委員会による安全性確認が大前提 【第27条の29の2】

④ 円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)

- 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO（※））に i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、iii) 廃炉に必要な資金管理等の業務を追加
（※） Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略 【第49条】
- 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける 【第11条】

*2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

*3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。

- 本WGにおいては、2023年5月以降、全6回にわたって改正再エネ特措法の詳細設計について集中的に御議論いただき、パブリックコメントも経て、同年11月に第2次取りまとめを行ったところ。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- ・ 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関する①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①森林法の林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化 (FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)

(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)

- ・ **特別高圧・高圧（50kW以上）**は、説明会の開催を求める。
- ・ **低圧（50kW未満）**は、原則として説明会以外の事前周知を求めるが、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記 I ①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）では、説明会の開催を求める。
- ・ **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

(説明会での説明事項等)

- ・ 説明会では、下記の説明を求める。
① 事業計画の内容 ④ 事業に関する工事概要
② 関係法令遵守状況 ⑤ 関係者情報（主な出資者等を含む）
③ 土地権原取得状況 ⑥ 事業の影響と予防措置
このうち⑥は、安全面（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、景観、自然環境・生活環境（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、廃棄等の項目を説明。

(説明会の議事等)

- ・ 質疑応答の時間を設け、住民の質問・意見への誠実な回答を求める。
- ・ 説明会後に事業者が一定期間、質問募集フォーム等を設け、フォームに提出された住民の質問等への書面等での誠実な回答を求める。

(「周辺地域の住民」の範囲)

- ・ **事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の居住者と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- ・ 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

(説明会の開催時期)

- ・ 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記 I ①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

(その他の説明会実施要領)

- ・ 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- ・ FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等の提出を求め、概要報告書は認定後に公表する。
- ・ 認定後に事業譲渡や実質的支配者の変更等が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- ・ 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要②

第12回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2024年1月）資料1

III 認定事業者の責任明確化（監督義務）

（委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。）

（監督義務の対象）

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、監督義務の対象とする。

（契約書の締結）

- 認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求める。
- 契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などの事項を含めることを求める。

（報告の実施）

- 委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することを求める。
- 認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について定期報告（年1回）することを求める。

IV 違反状況の未然防止・早期解消の措置

（関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。）

（交付金の一時停止の発動タイミング）

- 関係法令違反について、少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階においては、一時停止の措置を講じることが可能と整理。

（交付金の取戻要件）

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、
 - 違反の解消 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができるとした。

V 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保

（太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。）

（更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄）

- 廃棄等積立制度において積み立てられた積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求める。また、事後的に、実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告を求める。

（更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄）

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分は、増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立てを求める。

(参考) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

第12回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2024年1月）資料1

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※1）外	<u>事前周知を要件としない</u>	<u>事前周知を要件としない</u> (努力義務として求める)	<u>説明会以外の手法での事前周知を求める</u> (※3、※4)	
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※1）内				<u>説明会の開催を求める</u> (※4)

- (※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求ることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

(参考) 説明会における説明事項 (全体)

項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源種、設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明する。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めるとした許認可 <ul style="list-style-type: none"> ・森林法における林地開発許可 ・宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ・砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可 ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求める。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全面・景観・自然環境・生活環境・廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、説明事項を整理（次ページ参照）。 ➤ その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要である。 ➤ 個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方に限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求める。 ➤ 説明の仕方の選択に当たっては、再エネ長期電源化・地域共生WGで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促す。 ➤ 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要である。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求める。

(参考) 説明会における説明事項 (事業の影響と予防措置)

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	環境アセメント 対象規模	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○		
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照阻害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい煙・粉じん/臭気等)					○		
	その他の大気環境(大気質)への影響	○	○	○	○	○		
	その他の水環境への影響	○	○	○	○	○		
	その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響(動物、植物、生態系)	○	○	○	○	○		
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増加。
- こうした事案については、関係行政機関と連携しながら、固定価格買取制度や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等を行う。
- こうした事案については、資源エネルギー庁のHP（なっとく！再生可能エネルギー）に事案についての情報提供フォームを設け、情報提供の内容に応じて各地方経済産業局や都道府県と情報共有。

資源エネルギー庁 HP
なっとく！再生可能エネルギー



再生可能エネルギー事業の不適切事
案に関する情報提供フォーム

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力

入力内容確認

完了

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する事案により、資源エネルギー庁は各地域でトラブルが発生する事案が増加しています。そこで、資源エネルギー庁では、そのような事案について、関係行政機関と連携しながら、固定価格買取制度を適切に運用していくため、資源エネルギー庁は、資源エネルギー庁が把握した上で、適切に不適切な事案については、必要な点にて情報提供を行っていくことによって、資源エネルギー庁が把握した上で、適切に不適切な事案については、以下のフォームにより情報提供をお願いします。なお、情報をご提供いただく際は、下記の点に留意ください。

・ご提供いただいた情報については、資源エネルギー庁が問題視する事案、トラブルなどの内容をできる限り具体的にご回答ください。
・該情報やご意見による資源エネルギー庁の判断に影響ござります。
・ご提供いただいた情報に基づき、必要な点にて情報提供、地方自治体へ情報共有を行います。ただし、ご提供いただいた情報に対する個別

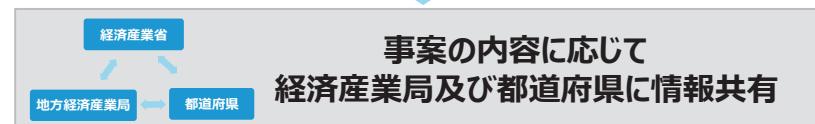
所属団体名

※個人の方は、「個人」と記載ください。

お名前

フリガナ

Eメールアドレス



(参考) 地方自治体等向け情報閲覧ページについて

- 資源エネルギー庁が保有するFIT等認定情報や各自治体で制定している再エネ関係の条例に関して、「地方自治体等向け情報閲覧ページ」において情報提供しており、2023年9月末時点で、**878自治体が登録済み**。
- これまで、1自治体あたり1IDとしていたところ、関係法令違反に対して速やかな対応を行うことを目的に、本年7月末より、**1自治体あたり最大で15IDまで付与**することとした。
- 今後、各自治体組織内において、エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を促していく。

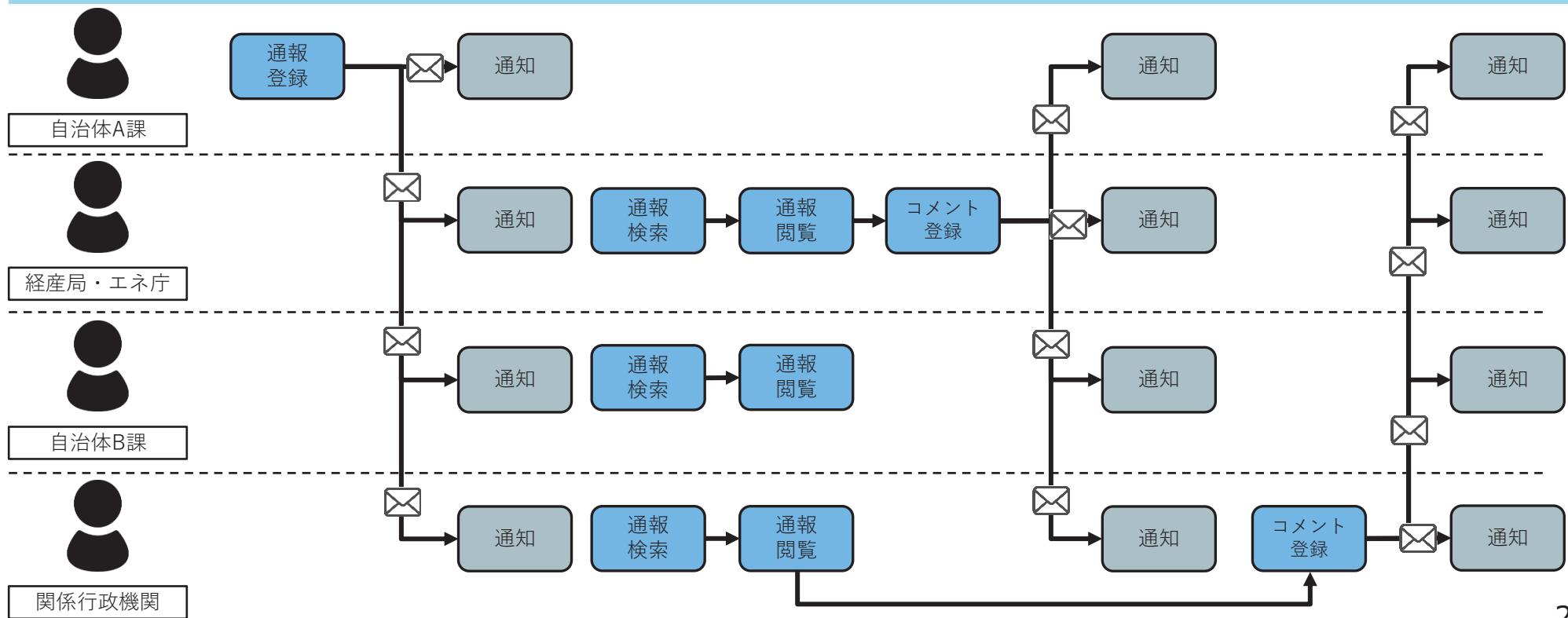
The screenshot shows the homepage of the 'Renewable Energy Electronic Application' system. At the top, there is a navigation bar with icons for user profile, search, user information, and manual. Below the navigation bar, there is a menu section titled 'メニュー' (Menu) with a list of services provided since different dates:

サービス提供開始時期	サービス
2018年7月26日…	設備申請情報検索 >
2018年7月26日…	認定設備情報検索 >
2021年8月23日…	再エネ条例検索 >
2021年9月7日 …	認定情報地図検索 >
2023年3月28日…	関係法令違反通報検索 >
2023年3月28日…	関係法令違反通報登録 >
2023年7月27日…	自組織ID登録状況確認 >

A red box highlights the URL at the bottom right of the page: **URL: <https://www.fit-portal.go.jp/local>**.

(参考) 自治体等関係行政機関向けの関係法令違反通報機能について

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続を行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ①関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ②関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が法令違反事案を覚知した際、速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ業務管理システムを活用し、違反に関する情報を簡単に登録・コメントできるツールとして2023年3月より新たな運用を開始。



(参考) 再生可能エネルギー自治体条例検索システム

- 全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握し、その結果を自治体職員に限定して閲覧できるシステムを公開。
- 条例の名称、種別、制定目的のほか、自然環境や生活環境等との調和を図る観点からの手続きや立地規制を課す規定等の情報を収録しており、今後、新たに再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の策定や改訂を行う自治体の参考に供することを目的としている。

【本調査における「再エネ条例」について】

本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

検索条件一覧

検索条件

- ▶ 都道府県
- ▶ 条例等の制定時期・公布
- ▶ 条例等の施行日
- ▶ 条例等の種別
- ▶ 再エネの種類
- ▶ 届出
- ▶ 届出等への処分等の種別
- ▶ 条例等の対象エリア
- ▶ 指導や助言・勧告等の規定の有無
- ▶ 命令の規定の有無
- ▶ 報告徴収に関する規定の有無
- ▶ 立入調査に関する規定
- ▶ 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
- ▶ 責則に関する規定の有無と内容

検索結果のイメージ

都道府県	市区町村	条例等の名称等	条例等の制定時期・公布	条例等の施行日	条例等の種別		
					1. 再エネ条例	2. 再エネ関連条例	3. 規則
北海道	久遠郡せたな町	せたな町小型風力発電（2.0kw未満）施設建設に関するガイドライン	2018年03月01日	2018年03月01日			
北海道	磯谷郡豊頃町	豊頃町小型風力発電施設（20kw未満）設置に係わるガイドライン	2017年11月14日	2017年11月14日			
北海道	虻田郡ニセコ町	ニセコ町再生可能エネルギー事業の適切な促進に関する条例	2021年04月01日	2022年04月01日	○		
北海道	虻田郡京極町	再生可能エネルギー事業の実施に際するガイドライン	2022年12月06日				
北海道	古平町古平町	古平町自然環境・景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2020年03月13日	2020年03月13日	○		
北海道	余市郡赤井川村	赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	2020年03月30日	2020年04月01日			
北海道	夕張郡長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	2021年06月22日	2021年07月01日	○		
北海道	上川郡東神楽町	東神楽町再生可能エネルギー推進条例		2013年04月01日		○	
北海道	増毛郡増毛町	増毛町小型風力発電施設設置に係るガイドライン	2017年12月01日	2017年12月01日			
北海道	苔前郡苔前町	苔前町小形風力発電施設設置に関するガイドライン	2017年10月01日	2017年12月01日			
北海道	羽幌町羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運営に関する条例	2021年06月23日	2021年06月23日	○		

再生可能エネルギー事業規律強化事業

令和6年度予算案額 2.7億円 + 事務費（新規）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

産業保安グループ電力安全課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>FIT制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。</p> <p>そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の現地調査等を行い、把握した情報について、再エネ特措法に基づく認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。</p> <p>現地調査等を通じて、違反の実態を確認の上、経産局、保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。</p>	<p>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p> <pre>graph LR; 国[国] -- 委託 (現地調査等) --> 民間事業者等[民間事業者等]; 民間事業者等 -- 檢査官配置・新規雇用 --> 関係法令遵守非従事[関係法令を遵守していない 疑いのある再エネ設備]; 関係法令遵守非従事 --> 不適切な場所設置[不適切な場所に 設置された設備]; 関係法令遵守非従事 --> 柵塀設置無[柵塀が設置されて いない設備]; 柵塀設置無 --> 検査官配置・新規雇用;</pre> <ul style="list-style-type: none">・現地調査・調査結果分析・違反事案の洗い出し・事業者に対するヒアリング・行政処分等の実施 <p>等</p>	<p>成果目標</p> <p>地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。</p>

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にある。
- FIT制度では、制度創設以来、調達価格等算定委員会において廃棄等費用を想定した上で調達価格を算定してきたが、積立実施事業者は2割以下。
- 2018年4月に事業計画策定ガイドラインを改定し、10kW以上の太陽光発電について廃棄等費用の積立てを遵守事項とするなどした。しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられており、適切な時期に必要な資金確保がされないのではとの懸念が残っていた。
- 廃棄等費用確保WGでの検討を踏まえ、2020年6月成立のエネルギー供給強靭化法による再エネ特措法の改正により、廃棄等費用の積立制度を措置した。
- 2022年7月に最も早い事業の積立てが開始するため、制度実施に向けた準備等を進めている。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

認定失効制度について

- FIT制度導入以降、事業用太陽光のコストが急激に低減した一方、認定時の高い調達価格を維持したまま、運転が開始されない案件が大量に滞留。その結果、以下の課題が顕在化。
 - ✓ **国民負担の増大**：高額案件の稼働により国民負担が増大（一方、事業者の過剰利益に）
 - ✓ **コストダウンの停滞**：事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先
 - ✓ **系統容量の圧迫**：系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞
- こうした課題を解決すべく、これまで、早期の運転開始を担保するための運転開始期限の設定や、運転開始時点での事業コストを反映した適正な調達価格の適用など、累次の措置を講じてきた。
- 他方、なお未稼働の状態が長期間継続する案件が問題となっている状況に鑑み、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない案件について、**認定を失効する制度を導入**。

〈失効期限日の設定について〉

- ✓ **系統連系工事着工申込^{※1}を行っていない案件…運開期限^{※2}の1年後に失効**

※ 1 認定事業者が送配電事業者に対して系統連系工事の申込みを行う手続き。農地法に基づく**農振除外・農転許可**、森林法に基づく**林地開発許可**を取得済であることを**提出要件**とする。

※ 2 認定日から運転開始期間（原則、太陽光：3年、風力：4年、地熱：4年、バイオマス：4年、水力：7年）が経過した日。2012～2018年度認定案件は、経過措置として、**2023年3月31日が失効期限**。

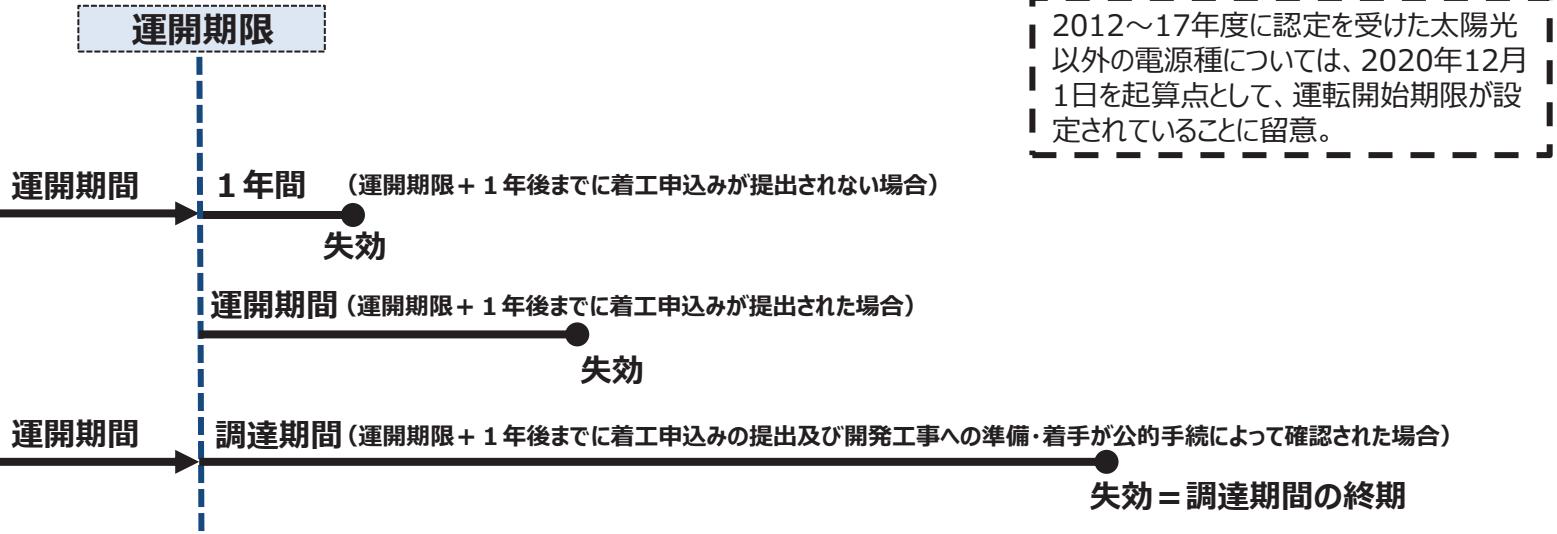
- ✓ **系統連系工事着工申込を行った案件…運転開始期限から、運転開始期間にあたる年数を猶予**

- ✓ ①**環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等**又は②**工事計画届出**により、**開発工事への本格着手が確認できた案件…大規模案件を対象とした例外的措置として、失効リスクを免除**

失効制度のイメージ

基本

改正法施行日後に
運開期限を迎えるケース



経過措置

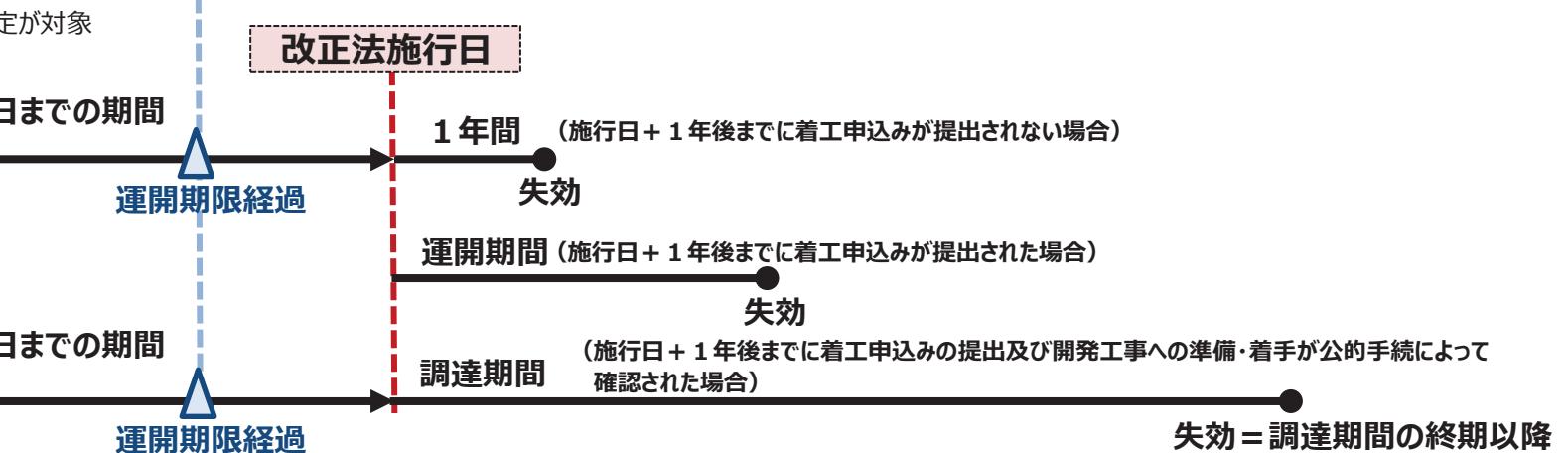
改正法施行日時点で
運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

①原則

②原則

③例外



(参考) 太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化

第28回産業構造審議会電力安全小委員会
(2023年2月) 資料1を加工

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大宗であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえれば、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付けてはどうか。
- 他方、一般公衆の入退場が極めて限定的か、適切に施工・運転監視されている場合であって、柵塀の設置によって著しい支障が生じる場合（例えば、郊外で大型の農業機械を使用する宮農型太陽電池発電設備や、建築基準法に基づき施設されたソーラーカーポートなど）には、人が充電部に容易に接触しないような措置を講じている場合に限り、例外を講じてはどうか。
- なお、風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

〈柵塀設置の規定の状況〉

— 現状の電事法規定範囲 —

— 規定範囲の拡大案 —

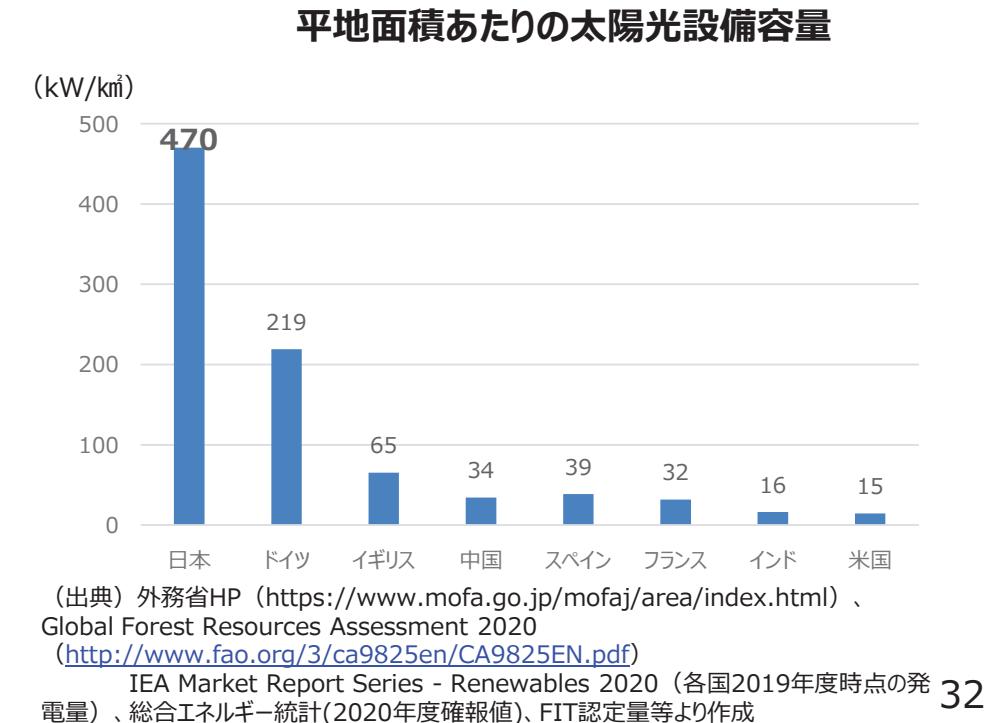
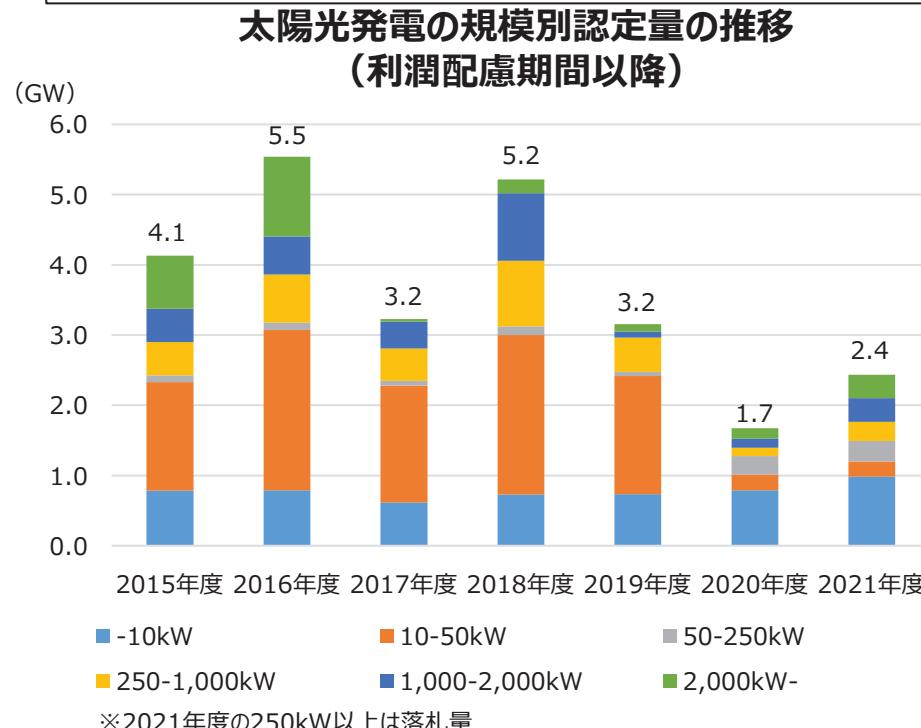
	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用電気工作物	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務● 再エネ特措法ガイドライン	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務● 再エネ特措法ガイドライン	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務
小規模事業用電気工作物	<ul style="list-style-type: none">● 再エネ特措法ガイドライン	<p style="text-align: center;">電事法上の義務拡大</p>	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務● 再エネ特措法ガイドライン	<ul style="list-style-type: none">● 電事法義務

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて
 - (1) 事業規律の強化
 - (2) 適地への最大限の導入
 - (3) 産業化
 - ・再エネ分野での産業・人材育成

適地への再エネ導入拡大

- 適地の減少等に伴い、認定容量は年々、縮小する傾向。特に、大規模案件や低圧案件の減少が顕著な状況。こうした状況の下、事業規律の確保を前提に、適地への再エネの最大限の導入が重要。
- こうした適地への再エネの最大限の導入に向け以下の取組を推進しているところ。
 - 公共施設等の屋根への太陽光発電設備の設置など、地域と共生した再エネの導入拡大
 - 次世代型太陽電池（ペロブスカイト等）の早期社会実装に向けた支援
 - 既設再エネの最大活用に向けた増出力・長期運転に向けたルールの見直し

第44回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1より抜粋



太陽光発電の屋根への導入拡大・自家消費モデル普及の促進

- ・住宅や工場・倉庫などの建築物の屋根への導入など、あらゆる手段を講じていくことが必要。
- ・住宅や工場・倉庫などの建築物への導入拡大に向けては、FIT制度・FIP制度において一定の集合住宅に係る地域活用要件の緩和や屋根への導入に係る入札免除や、ZEHに対する補助、初期費用を低減した太陽光発電の導入モデルの構築に向けた補助金等による導入を推進。
- ・また、事業用太陽光については、地上設置/屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、メリハリのついた導入支援を2023年度下半期から実施。

FIT・FIP制度（経産省）

- ✓ 住宅等に設置された太陽光発電で発電された電気を買い取ることにより安定的な運営を支援。

【2023年度の買取価格】

- ・**住宅用（10kW未満） 16円/kWh**（買取期間10年）
- ・**事業用－地上設置**
 - (10-50kW) 10円/kWh (地域活用要件あり)
 - (50kW以上) 9.5円/kWh or 入札制
- ・**事業用－屋根設置**
 - [上半期] (10-50kW) 10円/kWh (地域活用要件あり)
 - (50kW以上) 9.5円/kWh
- [下半期] (10-50kW) 12円/kWh (地域活用要件あり)
(50kW以上) 12円/kWh

オンラインPPA等補助金（環境省・経産省連携事業）

- ✓ 工場等の屋根などに太陽光パネルを設置して自家消費する場合など、設備導入費用を補助。
補助額：太陽光パネル 4～5万円/kW
(戸建て住宅は7万円/kW)
予算額：R4第2次補正：90億円の内数
R5当初：42.6億円の内数

住宅ローン減税（国交省・環境省）

- ✓ 太陽光発電設備等を導入した認定低炭素住宅の新築等に対して、借入限度額の上乗せ措置を適用。
控除率：0.7%、控除期間：13年等
借入限度額：5000万円

※認定低炭素住宅の認定基準について、太陽光発電設備等の設置を要件化するなどの見直しを令和4年10月に実施
※現行省エネ基準に適合しない住宅の場合：3,000万円

省エネリフォーム税制（国交省・経産省）

- ✓ 自己居住用の住宅の省エネ改修を行った場合の所得税の税額控除について、太陽光発電設備を設置した場合、通常よりも最大10万円控除額を上乗せ。

FIT・FIP制度での屋根設置案件特例（経産省）

- ✓ 建物（新築含む）への屋根設置の場合はFIT・FIP入札を免除。
- ✓ 集合住宅の屋根設置（10-20kW）については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、30%以上の自家消費を実施しているものとみなし、導入促進。

ZEHに対する支援（経産省・国交省・環境省）

- ✓ 3省連携により、ZEHの導入費用を補助（令和5年度当初予算案447.2億円の内数）。

(参考) 地域と共生した再エネの導入拡大①

地域と共生した再エネの導入拡大に向けては、屋根設置や需要家・自治体等と連携する形での導入拡大が重要。関係省庁で連携し、こうした案件の導入加速化に向けて取り組んでいく。

担当	施策	進捗状況および今後の方向性（案）
経産	FIT・FIP制度を通じた屋根設置の推進	<ul style="list-style-type: none">2022年度から、<u>既築建物への屋根設置</u>の場合は、<u>FIT・FIP入札を免除</u>とし、導入を促進。屋根設置の更なる導入に向けて、<u>設置の形態等に基づき、メリハリをつけて更なる導入促進策</u>を図るべく検討を進める。
経産	FIT制度における地域活用要件	<ul style="list-style-type: none">2022年度から、<u>集合住宅の屋根設置</u>（10-20kW）については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、<u>30%以上の自家消費を実施しているものとみなし</u>、導入を促進。<u>長期安定的な事業運営</u>に向けて、<u>地域共生・地域活用を適切に担保するとの要件趣旨</u>や<u>事業規律の強化</u>に向けた議論の進捗等をふまえつつ、<u>温対法に基づく促進区域制度との連携等</u>の検討を進める。
経産	需要家主導による再エネ導入の促進	<ul style="list-style-type: none">需要家主導による太陽光発電導入促進補助金により、令和3年度補正予算で<u>計19件・94MW</u>（今年度内の運転開始予定）、令和4年度当初予算で<u>計21件・115MW</u>（来年度末までの運転開始予定）の事業を採択。令和4年度第2次補正予算で<u>255億円</u>を措置し、需要家主導型太陽光発電等の更なる導入支援を進めていく。

(参考) 地域と共生した再エネの導入拡大②

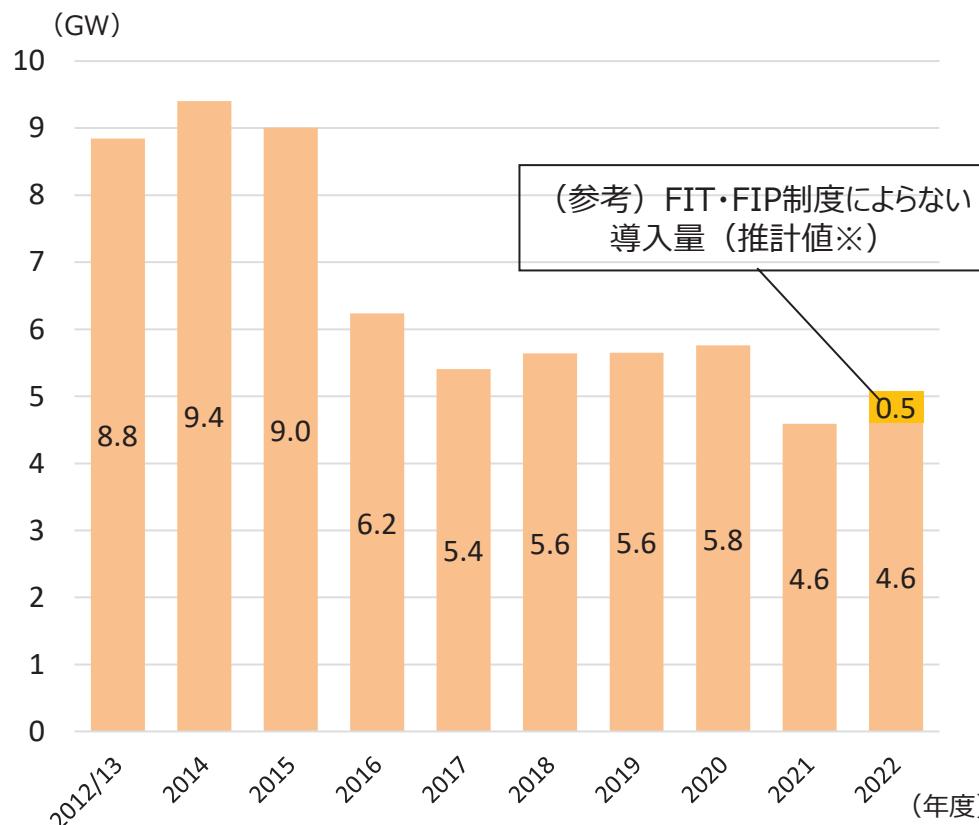
担当	施策	進捗状況および今後の方向性（案）
環境	温対法に基づく 地域脱炭素化促進 事業制度等による 再エネ導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> 温対法に基づき、市町村が<u>再エネ促進区域</u>や再エネ事業に求める<u>環境保全・地域貢献の取組</u>を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み（<u>地域脱炭素化促進事業制度</u>）が本年4月から施行。 本年7月に<u>長野県箕輪町</u>が、10月に<u>神奈川県小田原市</u>がそれぞれ<u>促進区域</u>を設定。また、<u>約25市町村</u>が促進区域の設定を検討しているところ。
環境	自家消費型太陽光 の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業におけるPPAモデルを含む自家消費型太陽光発電等の導入を加速するため、補助事業を実施。令和3年度から現時点までに、<u>屋根太陽光を計356MW</u>、<u>駐車場太陽光を計24MW</u>を採択。 令和4年度2次補正予算で、<u>90億円</u>を措置し、自家消費型太陽光発電等の更なる導入支援を進めていく。
環境	公共部門の率先実行	<ul style="list-style-type: none"> <u>2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上</u>に太陽光発電設備を設置することを目指す旨が政府実行計画に明記され、地方公共団体へも準じた取組を求めているところ。 公共施設の太陽光発電について、各省庁や地方公共団体の協力等を得つつ、毎年度の調査を通じて<u>導入実績の把握</u>を行い、2023年度上期を目途に<u>施設種別の導入目標の設定</u>を進める。
国交	建築物省エネ法による 再エネ導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> 本年6月に改正建築物省エネ法が成立。改正法に基づき、<u>市町村の設定する促進区域内</u>において、再エネ設備の設置に対する<u>形態規制の特例</u>や、建築士から建築主に対する導入効果等の<u>説明義務制度</u>を通じて再エネ導入を促進。
国交	空港の再エネ拠点化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 本年6月に航空脱炭素化に係る改正航空法等が成立。国交大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に係る再エネ事業等については、<u>国有財産法の特例（行政財産の長期貸付）</u>等を措置。 <u>空港全体として2030年度までに230万kW再エネ導入という目標を踏まえつつ、各空港において空港脱炭素化推進計画を今後策定する予定。</u>
農水	農山漁村再エネ法に基づく再エネ導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村再エネ法に基づき、農山漁村の活性化に関する方針、再エネ発電設備の整備を促進する区域、農林地の効率的利用の確保等、農林漁業の健全な発展に資する取組について、当該市町村の関係者による協議を行い、市町村が<u>基本計画</u>を策定する取組を推進する。（令和3年3月末<u>74件</u>）

(参考) FIT・FIP制度によらない導入量の捕捉 (容量 (kW))

第52回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2023年6月) 資料1を抜粋

- 太陽光発電は、直近では、5GW/年程度の追加導入が見られる。
- 足下の2022年度の導入量の特徴として、系統接続済容量を踏まえてFIT/FIP制度によらない導入量を推計したところ、0.5GWのFIT/FIP制度によらない追加導入が確認された。

【太陽光発電の導入量推移】

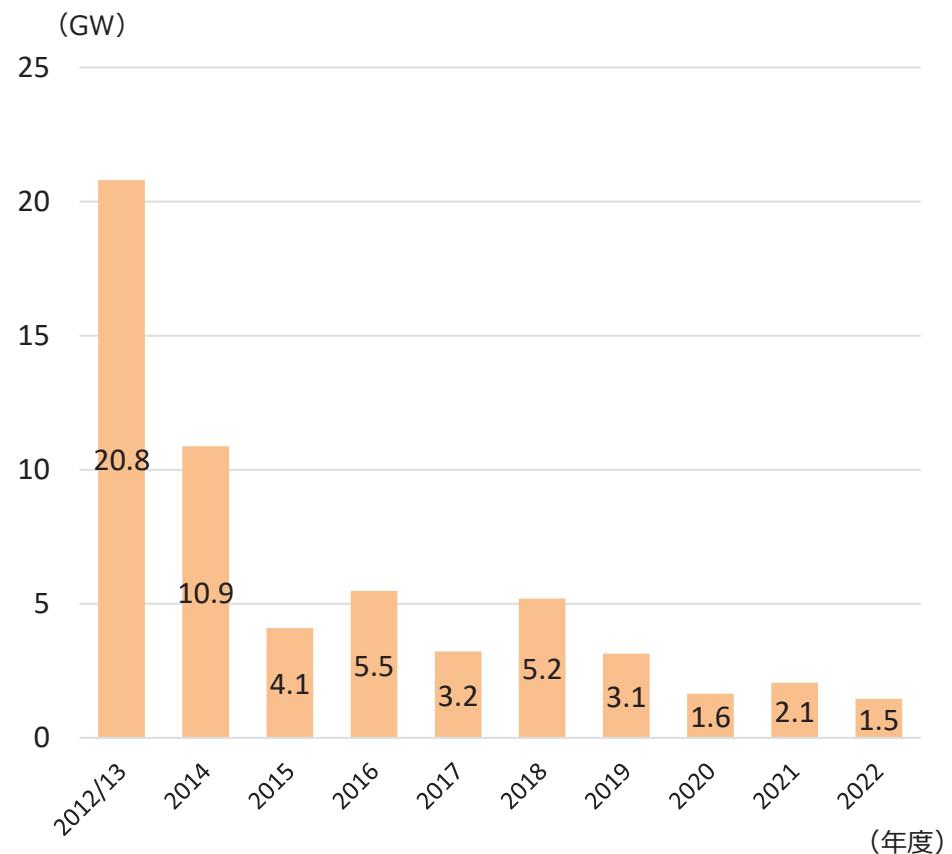


※ FIT/FIP制度によらない太陽光発電の導入量の推計方法については、次ページ参照。

※ 2022年度末時点におけるFIT/FIP認定量及び導入量は速報値。

※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。

【(参考) 太陽光発電の認定量推移】



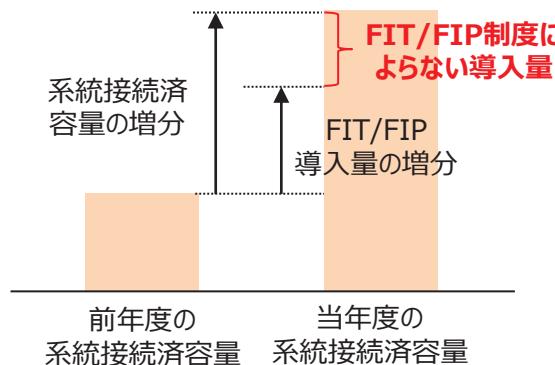
(参考) FIT/FIP制度以外の再エネ電源の捕捉

第52回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2023年6月) 資料1を抜粋

- 今後、FIT/FIP制度によらない再エネ電源の導入が増加すると見込まれる中で、電力需給の把握の観点から、こうした電源の導入状況の捕捉が重要な課題となっている。
- 現在、一般送配電事業者から報告された系統接続済容量や省エネ法の定期報告を用いた捕捉に対応しているところであるが、さらに長期的な視点では、より効率的・効果的な捕捉方法の検討が必要。

今回のフォローアップでの 推計方法

- 一般送配電事業者から報告のあった電源種別の系統接続済容量 (kW)を基に推計。
- 太陽光発電の系統接続済容量の過去1年間の増分から、太陽光発電のFIT/FIP導入量の過去1年間の増分を差し引くことで、FIT/FIP制度外の導入量 (kW)を推計。



今後の推計の精緻化 (現在対応中)

- 系統接続済容量に対応する系統逆潮流量 (kWh)を、一般送配電事業者の電気事業法上の定期報告の内容に追加。今年度からこうしたデータを報告いただく。本データも活用しつつ、FIT/FIP制度によらない再エネ導入 (kWh)を推計する方法の検討を進めていく。
- また、省エネ法の定期報告様式を改正。2024年度以降の報告では、太陽光等の再エネの自家消費量の報告を求めている。これにより、大規模需要家の再エネの自家消費量についても捕捉が可能となるため、こうしたデータの活用検討も進めていく。

省エネ法の定期報告様式の改正による追加事項

- 電気事業者からの非化石電気の買電量 (kWh)
- オフサイト型PPA (FIT/FIP認定等) による買電量 (kWh)
- 自己託送による非化石電気の買電量 (kWh)
- 自家発電の太陽光等による電気の使用量 (kWh・kW)**など

- 1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）**
- 2. 最近の電力動向**
- 3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて**
 - (1) 事業規律の強化**
 - (2) 適地への最大限の導入**
 - (3) 産業化**
 - ・再エネ分野での産業・人材育成**

グリーンイノベーション基金「次世代型太陽電池の開発」(国費負担額：上限498億円)

- 太陽光の拡大には、立地制約の克服が鍵。ビル壁面等に設置可能な次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発が必要。
- 現在、日本は、ペロブスカイト太陽電池の開発でトップ集団に位置（世界最高の変換効率を記録）。一方で、欧米や中国等でも開発が急速に進展。
- 具体的には、研究開発段階から、製品化、生産体制等に係る基盤技術開発から実用化・実証事業まで一気通貫で取り組み、2030年度までの市場形成を目指す。

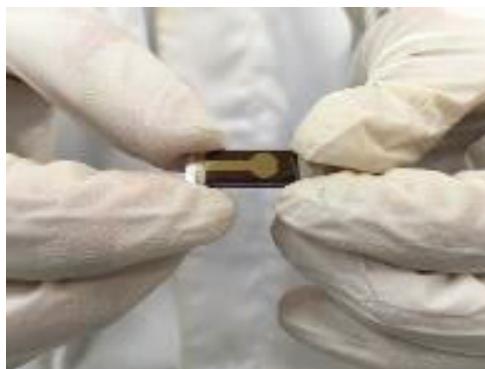
＜実用化に向けた流れと課題＞

①実験室レベルでの技術開発

課題例：

- 高い性能（変換効率や耐久性）を実現する原料の組合せの探索

実験室内での超小面積サイズ



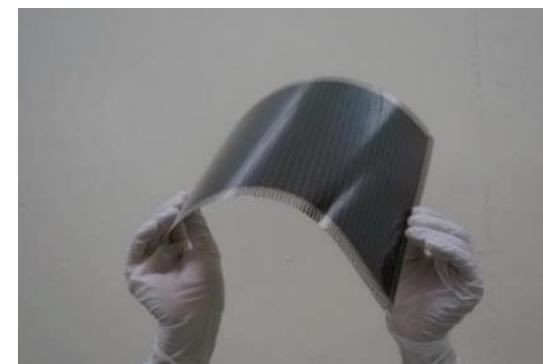
出典) 東京大学

②製品化に向けた大型化等

課題例：

- 大型化・量産を実現する製造技術の開発

実用化サイズの次世代型太陽電池の例



出典) 東芝

③ユーザーと連携した実証

課題例：

- 実際にビルの壁面等に設置し、性能評価、課題検証・改良を実施

ビル壁面等に太陽光パネルを設置した例



出典) 大成建設

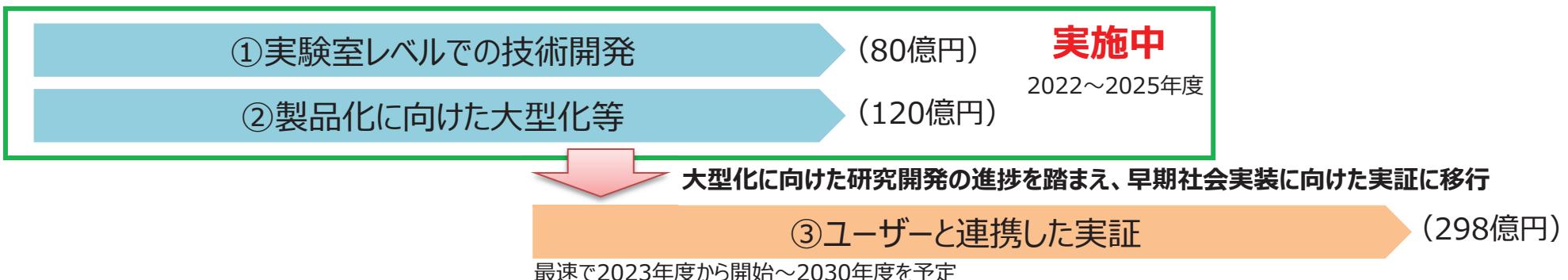
研究開発目標：2030年度までに一定条件下（日照条件等）での発電コスト14円／kWh以下を達成 39

(参考) 次世代型太陽電池の社会実装に向けて

- ・ 軽量かつ高い性能（変換効率及び耐久性）を満たすペロブスカイト太陽電池の社会実装を実現するため、グリーンイノベーション基金を活用した実用化に必要な製造技術の確立を目指した支援を実施中。
- ・ グリーンイノベーション基金を活用した研究開発に取り組む積水化学工業は、一般供用施設における実証計画を世界で初めて公表し、社会実装に向けた動きも加速。

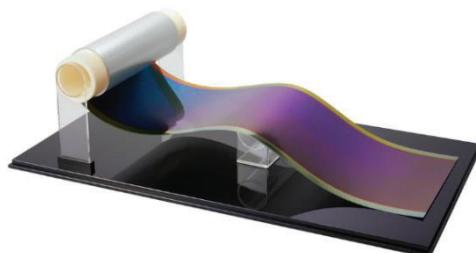
グリーンイノベーション基金による開発の進捗状況

＜実用化に向けた流れと課題＞



積水化学工業・JR西日本プレスリリース（2022年8月3日）

- ・積水化学工業は屋外耐久性10年相当を確認し、30cm幅のロールtoロール製造プロセスを構築。（発電効率15.0%）
- ・2025年に全面開業するJR西日本「うめきた（大阪）駅」広場部分にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置。
- ※一般供用施設でのペロブスカイト太陽電池採用計画は世界初（JR西日本調べ）



ペロブスカイト太陽電池



JR西日本「うめきた（大阪）駅」イメージ図



ロールtoロールによる製造

浮体式洋上風力の技術開発（グリーンイノベーション基金予算額：1195億円）

- まずは、2022年より台風、落雷等の気象条件やうねり等の海象条件等のアジア市場に適合し、また日本の強みを活かせる要素技術の開発を4分野において進めつつ（フェーズ1）、最速2023年度から②システム全体として関連要素技術を統合した実証を行う（フェーズ2）ことで、商用化につなげる。

①次世代風車技術開発事業

●ナセル内部部品（軸受・増速機）

【大同メタル工業株式会社】

風車主軸受の滑り軸受化開発

【株式会社 石橋製作所】

15MW超級増速機ドライブトレインの開発など

【NTN株式会社】

洋上風力発電機用主軸用軸受のコスト競争力アップ

●タワー

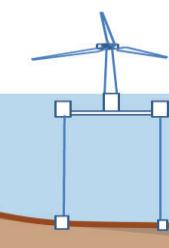
【株式会社駒井ハルテック】

洋上風車用タワーの高効率生産技術開発・実証

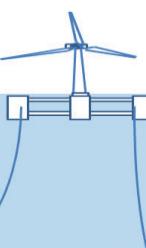


②浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業

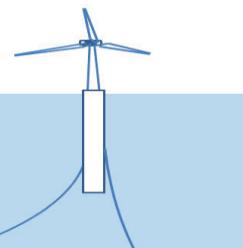
TLP型



コンパクトセミサブ型



スパー型



①三井海洋開発等

②日立造船等

③ジャパンマリン
ユナイテッド等

④東京瓦斯等

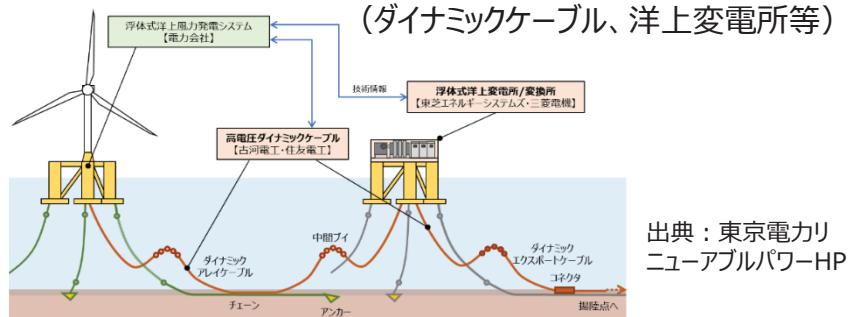
⑤東京電力RP等

⑥戸田建設等

③洋上風力関連電気システム技術開発事業

【東京電力RP等】

低成本浮体式洋上風力発電システムの共通要素技術開発
(ダイナミックケーブル、洋上変電所等)



出典：東京電力
ニューアブルパワーハイ

④洋上風力運転保守高度化事業

【関西電力等】

ドローンを使った浮体式風車ブレードの革新的点検技術の開発

【古河電気工業等、東京汽船等の2者】

海底ケーブル敷設専用船(CLV)、風車建設・メンテナンス専用船(SOV)

【東京電力RP等、株式会社北拓、NTN、戸田建設の4者】

デジタル技術やAI技術による予防保全やメンテナンス高度化

フェーズ2：風車・浮体・ケーブル・係留等の一体設計を行い最速2023年から実証を行う（上限額850億円）

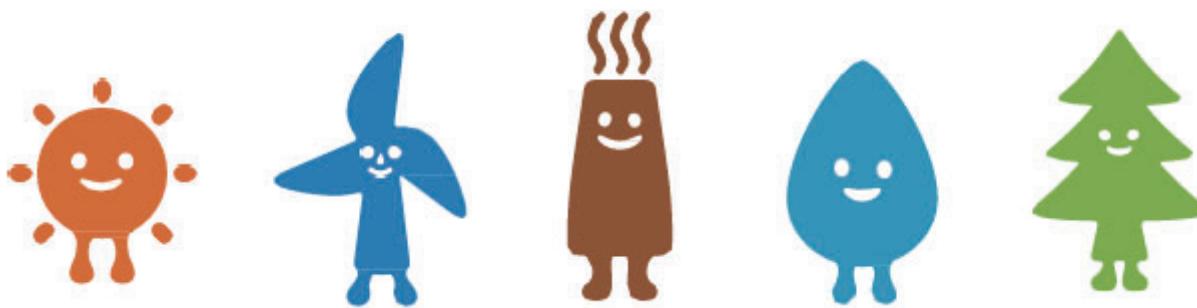
洋上風力サプライチェーンの全体像

- 風力発電機器は、風車製造のみならず、基礎製造やO&Mなどを含めサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、その数は約3万点にのぼる。

<洋上風力サプライチェーンのコスト構造（着床式の例）>



ご清聴ありがとうございました





再生可能エネルギー地域共生促進税について ～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

本日の内容

1. 検討の背景、目的

- (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況
- (2) 宮城県のこれまでの取組等

2. 再エネ地域共生促進税の概要

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

4. まとめ

1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

① 再エネ導入の必要性

➤ 国の動き

- ・ 2020年10月
- ・ 2021年10月
- ・ 2021年10月

「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言
「地球温暖化対策計画」改定
2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）
第6次エネルギー基本計画
再エネの電源構成比36－38%（2030年）

➤ 県の動き

- ・ 2023年3月

「**みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略**」を策定

再エネ導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしている。



1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

(2) 再エネ導入による問題点等

FIT制度（再エネ電力を固定価格で一定期間買い取る制度）により、急速に再エネ導入が進んだが、土砂災害等の安全面の不安や、景観や環境への影響等をめぐる地元との調整における課題が全国各地で顕在化しており、県内でも反対運動等が起きている。



土砂災害の懸念(他県の例)



景観への影響(他県の例)



出典:2021年3月1日 資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第25回)資料「今後の再生可能エネルギー政策について」

1. 検討の背景、目的

(2) 宮城県のこれまでの取組等

- ・令和元年9月 再エネ施設の望ましい設置のあり方について検討開始
- ・令和2年4月 太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定
- ・令和4年7月 太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正
反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、規制強化の可能性や新たな対策を引き続き検討

- 地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要があり、事業が実施可能となる。
- 地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべき。
- 環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めて、事業者の姿勢次第では、森林開発抑制にはつながらない。

再エネの最大限導入と、環境保全の両立を目指す新たな取組として、
再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入

ポイント

再エネの規制策ではなく、再エネの地域共生の促進策

2. 再エネ地域共生促進税の概要

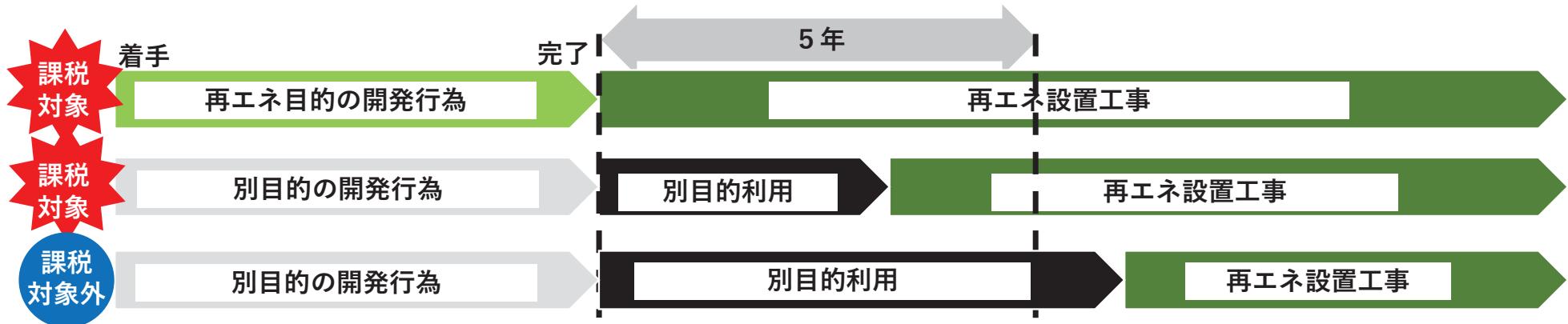
課税対象

【税条例の対象】

0.5ヘクタールを超える森林（国有林・地域森林計画対象民有林）における開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）を行った区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの※であって、発電事業の用に供することができる太陽光・風力・バイオマス発電設備（宮城県内にその発電設備の全部または一部が所在するものに限る。）

※「開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの」が対象

⇒森林の開発完了後、5年以上別の目的で活用された土地に再エネ発電設備を設置する場合は課税対象外

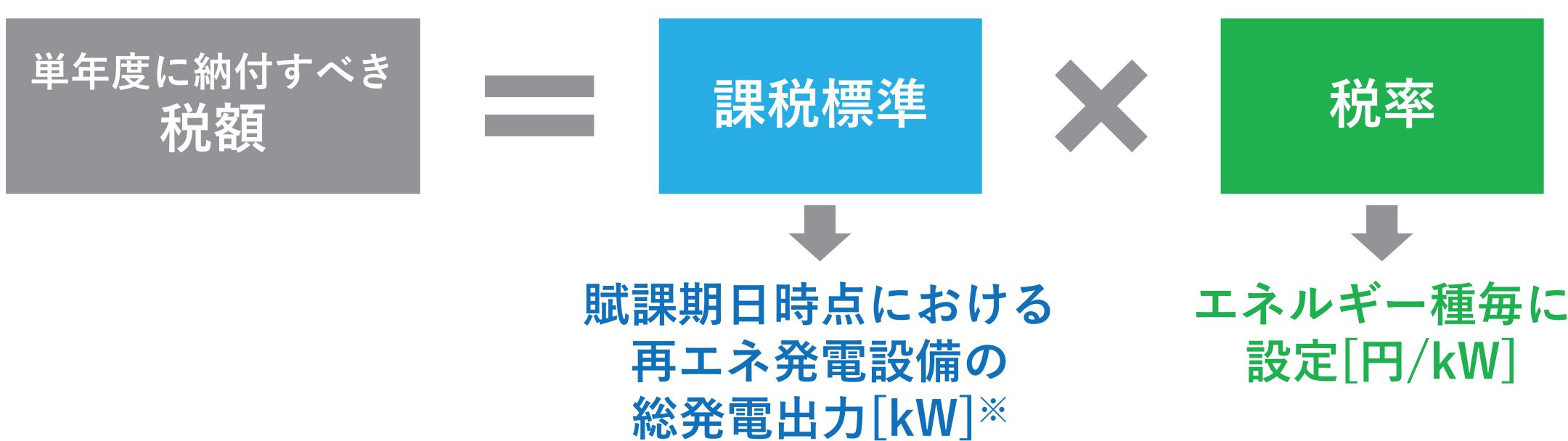


【納税義務者】

上記の発電設備の所有者

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ①課税標準、②税率



※再エネ発電設備又は附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電力を設置面積で按分して課税標準を算出

※賦課期日（毎年1月1日）時点での再エネ発電設備の所有者は、「どこにどのような設備を持っている」かを1月31日までに県税事務所に対し申告する。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ②税率

▶太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

●太陽光発電設備

FIT 価格等	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT 価格等	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

●風力発電設備

FIT 価格等	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

●バイオマス発電設備：税率 **1,050円/kW**

※FIT制度による調達価格が
10円未満（太陽光）、
16円未満（風力）の場合に加え、
非FIT・FIPの発電設備を含む。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ③計算例

単年度に納付すべき
税額

=

課税標準

×

税率

例：①非FITの太陽光発電設備（3MW）の場合

$$3,000[\text{kW}] \times 620[\text{円}/\text{kW}] = 186\text{万円}/\text{年}$$

②平成27年度にFIT認定を得た風力発電設備（10MW）の場合

調達価格…22円（税抜）

$$10,000[\text{kW}] \times 4,740[\text{円}/\text{kW}] = 47,400\text{万円}/\text{年}$$

③バイオマス発電設備（1.5MWで、開発区域内の再エネ発電設備等の設置面積が全体の1/2）
の場合

$$1,500[\text{kW}] \times 1/2 \times 1,050[\text{円}/\text{kW}] = 78\text{万}7,500\text{円}/\text{年}$$

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象とならない場合

【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、**地球温暖化対策の推進に関する法律**に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律**に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

— 地域と共生した再エネ事業 —

※ 複数の市町村に事業区域がまたがり、片方の市町村でしか認定が得られない場合等は、非課税とはならず、総発電出力を設置面積で按分し、課税標準を算出

2. 再エネ地域共生促進税の概要

減免を受けられる場合

- 減免の対象：次に掲げる再エネ発電設備のうち、知事が必要と認めるもの
 - A) 賦課期日後に、【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥のいずれかに該当する（促進事業等として認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備）こととなったもの
 - B) 家屋（住家、店舗、工場等）が所在する開発区域内に設置された再エネ発電設備であって、発電により得られる電力を専ら当該家屋（住家、店舗、工場等）において消費するものとして知事が認定したもの
- 減免額：減免申請書の提出以降に納付期日がくる税額の全額

条例の施行日

- 令和5年7月19日から総務省との協議を実施、11月17日付で総務大臣の同意を得た。
- **令和6年4月1日施行。**

2. 再エネ地域共生促進税の概要

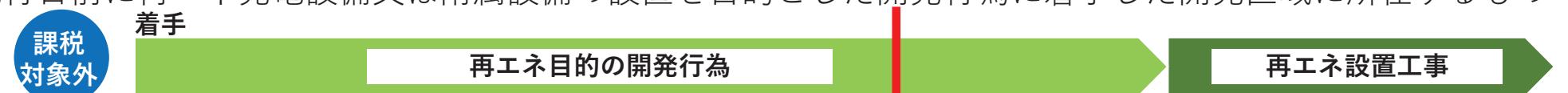
適用除外

適用除外となる再エネ発電設備

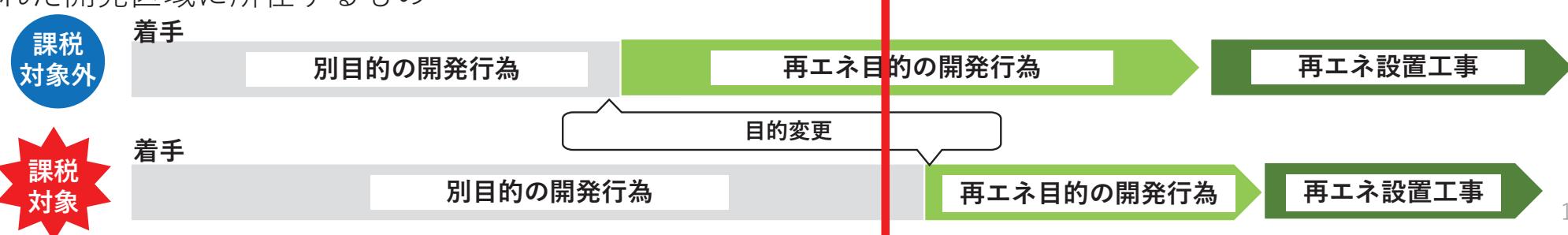
- ① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの



- ② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの



- ③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの



2. 再エネ地域共生促進税の概要

まとめ

項目	内容
課 税 客 体	0.5haを超える森林の開発行為を行った区域内に設置し、発電事業の用に供することができる太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納 税 義 務 者	課税客体となる再エネ発電設備の所有者
課 税 標 準	再エネ発電設備の総発電出力 (kW)
税 率	再エネ種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定 (円／kW) ※バイオマスを除く
非 課 税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村長の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適 用 除 外	施行日時点で、稼働済み及び着工済み（一部例外あり）の施設は課税対象外
条例の有効期間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施） ※再エネや環境保全を取り巻く社会情勢などは、大きく変動しうる。概ね3～5年程度を目途に、新税の役割や効果を再検証し、課税の在り方について見直しを検討する。

税収があった場合には、本税の趣旨から、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

再エネ地域共生促進税では、地域と共生した再エネ事業を促進するため、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等に使用する再エネ発電設備を非課税としている。

課題（市町村、事業者、審議会からの意見等）

- ・促進区域の設定に関する基準を示したり、市町村へのアドバイス、情報共有などを図ってほしい。
- ・地域と共生できていることをどのように判断するのか。地域の合意形成については、定量的に評価するのが難しい。
- ・具体的にこういった手続きを踏めば非課税になるというところを明確にすべき。
- ・市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか。
- ・地域との合意形成に関する判断基準やガイドライン等があれば画期的である。



意見等を踏まえ対応策を検討

対応策

県が、『地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関係）』を策定し、円滑に促進区域の設定、促進事業、「準ずる事業」の認定等が進むよう取り組むこととした。

3. 溫対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【策定にあたっての基本的な考え方】

- 市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による促進区域の設定を含む地域脱炭素化促進事業計画や「準ずる事業」の認定を想定して定める
- 国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため、主に「地域の合意形成」の方法について定める
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

【策定のスケジュール】

- 令和5年5月 ガイドライン（骨子案）公表
- 令和5年7月 ガイドライン（案）公表
- 令和5年9月 ガイドライン第一版策定

} 市町村、事業者、環境省、有識者などに説明し、
いただいた御意見等を反映

→継続的に市町村を伴走型で支援し、得られた知見等を踏まえ、適宜ガイドラインを見直していく

3. 溫対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

ガイドラインの構成

【本編】

- 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等
- 2 ガイドラインの役割等
- 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方
- 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方
- 5 協議会の設置の手順・運営方法等
- 6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等
- 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係

【様式・参考資料編】

- 協議等に係る様式（地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シートを含む）
- 市町村担当部署一覧
- 地域協議会規約例

3. 溫対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【本編】3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

- (1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- (2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- (3) 地域の考え方を尊重すること
- (4) 前提条件を踏まえ議論すること
 - ① 再エネを最大限導入することは必要であること
 - ② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること
 - ③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
 - ④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること
 - ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
 - ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

3. 溫対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【本編】5 協議会の設置の手順・運営方法等

認定要件等と「決議において最も意見を尊重すべき構成員」

※市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済みで、方針を定めている場合

番号	協議すべき認定要件等	決議において最も意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
2	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	－
(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体、（市町村※）
3	地域脱炭素化促進施設周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等	－
4	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	市町村、行政機関
5	事業終了後の対応	地域住民
6	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村
7	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施	－
8	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	－
9	地域の合意形成・地域の理解の状況	地域住民、産業団体
10	総合判定	－

4.まとめ

ポイント

- 再エネ地域共生促進税は、**再エネの抑制を目的としているのではなく、地域と共に生した事業を非課税とすることで、再エネの地域共生を促進することを目的としている。**
- 県としては、本税を適切に運用するとともに、**ガイドラインの運用**をはじめ、同意形成に向けた**地域協議会の運営に関する助言、運営費用の助成**など、**伴走型の支援**によって、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくこととしている。
- 税条例の条文やガイドラインのダウンロードはこちら（県HP）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html

御清聴ありがとうございました。

地方自治体等向け情報閲覧ページ について

令和6年2月
資源エネルギー庁

「地方自治体等向け情報閲覧ページ」について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増加。
- こうした事案については、関係行政機関と連携しながら、固定価格買取制度や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等を行う。
- そのため、資源エネルギー庁では保有するFIT等認定情報や各自治体で制定している再エネ関係の条例に関して、「地方自治体等向け情報閲覧ページ」を通じて情報提供しており、2023年9月末時点で、878自治体が登録済み。当該サービスは、自治体等職員のみ登録可能であり、エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を目的に1自治体あたり最大15ID付与が可能となっている。
- また、当該システムでは、自治体等の関係行政機関が法令違反事案を覚知した際、違反に関する情報を簡単に登録・コメントできるツールとして2023年3月より新たな運用を開始しており、情報提供の内容に応じて各地方経済産業局や都道府県と情報共有を図ることで速やかな違反の解消に取り組んでいる。

URL: <https://www.fit-portal.go.jp/local>



The screenshot shows the homepage of the 'Place Local Government Information Viewing Page'. The top navigation bar includes links for 'My Page', 'Search', 'User Information', and 'Operation Manual'. The main menu on the left lists several search functions: Equipment Application Information Search, Certified Equipment Information Search, Renewable Energy Regulation Search, Certified Information Map Search, Violation Report Search, Violation Report Registration, and Organization ID Registration Status Confirmation.

新規登録について

- 新規登録については、下記赤枠から登録が可能です。（詳細はマニュアル参照）

FIT制度・FIP制度 

再生可能エネルギー電子申請

地方自治体等向け情報閲覧ページ

ログイン

地方自治体用のログインページです。
ログインIDをお持ちでない場合は、新規登録よりご登録ください。

ログインID	abcd1234
パスワード	<input type="password"/> ▶ パスワードを忘れた方はこちら

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

[ログイン](#)

地方自治体の方のよくあるお問い合わせはこちら [▶ よくあるご質問へ](#)
※新規登録時によくあるご質問も記載しておりますので、登録前にもご参照ください。

地方自治体用ユーザーはこちらから登録ができます。 [▶ 新規登録へ](#)

地方自治体の方のお問い合わせはこちら [▶ お問い合わせへ](#)

マニュアル

[・地方自治体等向け情報閲覧システム用操作マニュアル](#)

設備申請情報検索

- 設備申請情報の検索・参照ができる機能です。
- 検索できる対象は代表地番の設置場所が利用申請時に指定する閲覧範囲のみとなります。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索 > **Red Box**

認定設備情報検索 >

再エネ条例検索 >

認定情報地図検索 >

地域連絡会動画 >

設備申請種別: すべて 申請状態: すべて

申請到達日: 2017/04/01 ~ 2017/04/01 運転開始日(又は予定期): 2017/04/01 ~ 2017/04/01

発電設備の出力(kW) ※

検索

532件中1件~50件まで表示

No	□	申請ID ↑	事業者名	発電設備の区分	出力区分	設備申請種別	申請状態	設置者承諾待ち	東京都羽	閲覧
1	□	****	****	太陽光	10kW未満	新規認定申請	設置者承諾待ち	東京都羽	閲覧	
2	□	****	****	太陽光	10kW未満	新規認定申請	設置者承諾待ち	東京都世	閲覧	

設備申請閲覧

申請情報

申請状態	差戻し
初回申請日(承諾日)	2018年04月10日
申請内容に対するコメント	
不認定理由	

設備区分

発電設備区分	太陽光 10kW未満(太陽光発電設備のみ)
--------	--------------------------

認定設備情報検索

- 認定設備情報の検索・参照ができる機能です。
- 検索対象は設置場所の代表地番が閲覧範囲に含まれるもののみとなります。

The screenshot displays the 'Renewable Energy Electronic Application' system interface. On the left, a sidebar menu lists several options: 'Equipment Application Information Search', 'Certified Equipment Information Search' (which is highlighted with a red border), 'Regulation Search', 'Certification Information Map Search', and 'Regional Network Video'. A large red arrow points from the 'Certified Equipment Information Search' menu item to the search results page on the right. The main search results page shows a table of 3,526 entries, with the first entry highlighted. The table columns include No., Equipment ID, Manufacturer Name, Power Generation Equipment Category, Output Category, Certification Status, and Installation Location. The 'View' button for the first entry is also highlighted with a red border. The bottom right corner of the entire search results page is also outlined with a red border.

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索 >

認定設備情報検索 > (highlighted)

再エネ条例検索 >

認定情報地図検索 >

地域連絡会動画 >

認定日 2017/04/01 ~ 2017/05/01 変更認定日 2017/04/01 ~ 2017/05/01

認定状態 すべて 廃止日 2017/04/01 ~ 2017/05/01

検索 CSV出力（選択データ） CSV出力（結果全件）

3,526件中1件～100件まで表示 << < 1 2 3 4 5 > >>

No.	□	設備ID ↑	事業者名	発電設備の区分	出力区分	認定状態	発電設備の設置場所
1	<input type="checkbox"/>	AI63649C13	旭化成ホームズ株式会社	太陽光	10kW未満（太陽光発電設備のみ）	認定中	東京都三鷹市井の頭5-7-39

認定設備情報検索

認定設備閲覧

認定情報

設備ID	SI63036C13
認定申請の認定日	2018年04月20日

設備区分

発電設備区分	太陽光 10kW未満（太陽光発電設備のみ）
--------	--------------------------

再エネ条例検索

- 全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握した結果を閲覧することができる機能です。

The screenshot displays the 'Renewable Energy Electronic Application System' interface. On the left, a sidebar menu includes links for 'My Page', 'Menu', 'Equipment Application Information Search', 'Certified Equipment Information Search', 'Search for Renewable Energy Regulations' (which is highlighted with a red box and has a red arrow pointing to it), 'Certification Information Map Search', and 'Regional Contact Video'. The main content area is divided into three sections: 'Overview' (containing目的, 調査実施期間, 本調査における「再エネ条例」について, 利用にあたって (著作権) information), 'Search Conditions' (containing 都道府県 (checkboxes for all Japanese prefectures), Category of Regulation (選択), and Type of Renewable Energy (選択)), and 'Search Results' (listing 3 items: 青森県環境影響評価条例, 青森県立自然公園条例, and 青森県景観条例). The 'Search Results' section is also highlighted with a red box and has a red arrow pointing to it.

概要

1. 目的
全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握し、その結果を閲覧できるようにした。
条例の名称、種別、制定目的のほか、自然環境や生活環境との調和を図る観点からの手続きや立地規制を課す規定等の情報を収録しており、今後、新たに再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の策定や改訂を行う自治体の参考に供することを目的としている。

2. 調査実施時点
2021年1月下旬～2月下旬

3. 本調査における「再エネ条例」について
本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

4. 利用にあたって（著作権）
掲載されているデータの全部又は一部を私的に営業目的等に利用することを禁じます。

以上

検索条件

▼ 都道府県
 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 桃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
 和歌山县 鳥取県 島根県 岡山县 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

▶ 条例等の種別
▶ 再エネの種類

検索結果

3件中1件～3件まで表示

都道府県	市区町村	条例等の名称等	条例等の種別				
			1. 再エネ条例	2. 再エネ関連条例	3. 規則	4. 要綱（ガイドライン）	5. その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）
青森県		青森県環境影響評価条例	○				
青森県		青森県立自然公園条例	○				
青森県		青森県景観条例	○				

認定情報地図検索

- 認定設備情報を地図上にマッピングされた状態で確認することができる機能です。
- 対象は太陽光20kW以上または太陽光以外の認定情報です。公表情報をベースにしているため、利用申請時に指定する閲覧範囲に関わらず全国の認定情報を検索することができます。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索 >

認定設備情報検索 >

再エネ条例検索 >

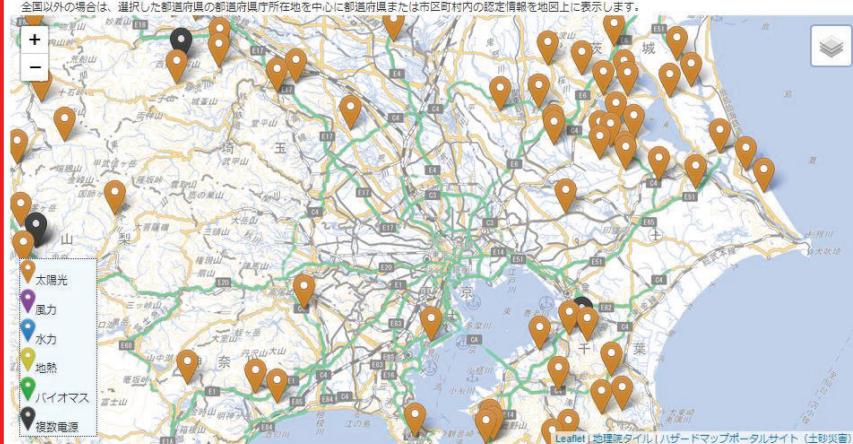
認定情報地図検索 > (Red box)

地域連絡会動画 >

認定情報地図検索

・認定情報を地図上で確認することができます。
検索したい中心点の住所を「発電設備の所在地(代表住所)」に入力して検索ボタンを押してください。
中心点から10km以内に設置されている認定情報を地図上に表示します。

※システムへの反映状況により事業計画認定情報と一致しない場合もございますがご了承ください。
※発電設備の設置場所の記載の仕方により正しくマップできれない場合がありますがご了承ください。
※特許の区分・出力の情報などを指定した場合、検索範囲を指定することができます。
全国の場合、「発電設備の所在地(代表住所)」に入力した住所を中心とした認定情報を地図上に表示します。
全国以外の場合は、選択した都道府県の都道府県庁所在地を中心とした認定情報を地図上に表示します。



検索条件

検索範囲
※太陽光2000kW~だけを選び、または太陽光以外を選びた場合、チェックできます

全国

都道府県単位 -- 選択してください --

市区町村単位 -- 選択してください -- -- 選択してください --

区分（複数選択可）
 太陽光 風力 水力 地熱 バイオマス

出力の規模（複数選択可）
 全て 20~50kW 50~250kW 250~500kW 500~1000kW 1000~2000kW 2000kW~

運転開始状況
 全て 済 未

発電設備の所在地(代表住所)

メール配信設定

- 承認されている自治体閲覧範囲の地域に設備の代表地番がある新規認定申請または変更認定申請が行われた場合、その通知を受け取ることができる設定を行う機能です。
- メール配信設定のメニューは他の機能とは異なり、利用者情報のメニューの中にはあります。

The image shows two screenshots of the FIT Portal application interface.

Left Sidebar (再生可能エネルギー電子申請 メニュー):

- マイページ
- 情報検索
- 利用者情報** (highlighted with a red box)

メニュー:

- 利用者情報閲覧 >
- 利用者情報変更 >
- パスワード変更 >
- メール配信設定 >** (highlighted with a red box)

A large red arrow points from the "メール配信設定" link in the sidebar to the detailed configuration screen on the right.

Right Configuration Screen (配信用メールアドレス):

配信用メールアドレス	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp
配信用メールアドレス（確認用）	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp

配信用設定:

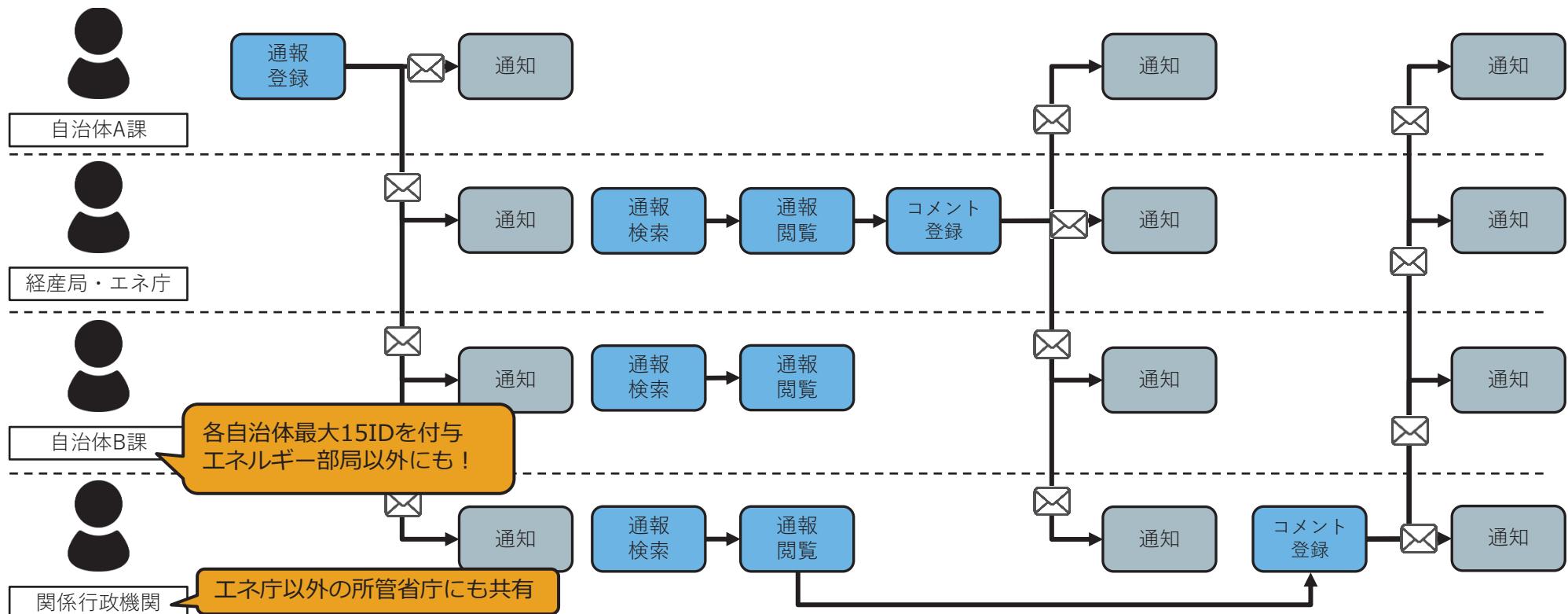
配信	都道府県単位	市区町村単位	発電設備の区分	発電設備の出力（kW）の規模		変更認定申請の変更内容
				以上	以下	
<input checked="" type="checkbox"/>	東京都	千代田区	太陽光			<input type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更 <input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 <input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> その他

Buttons:

- 追加
- 登録 > (highlighted with a blue box)

関係法令違反通報機能について

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続を行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ①関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ②関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築。
- 違反に関する情報について、簡単に登録・コメントできるツールとしての運用を目指すもの。



通報内容登録画面

- 通報内容登録画面に遷移します。通報内容登録画面では通報内容の詳細を入力します。

通報内容登録

■ 基本情報

登録日	2022/08/29
設備ID	
設置場所（郵便番号）	〒 123 - 4567 住所反映
設置場所	都道府県 市区町村 町名・番地

登録日は自動で今日の日付が表示登録されます。

設備IDは任意で入力できます。
入力した場合は当該設備情報を紐づけるため存在しないIDを入力した場合はエラーとなります。

設置場所は必須となります。
この情報を基に共有する担当経済産業局を決定します。（例：東京都の場合、関東経済産業局）

■ 違反法令等

森林法	<input type="checkbox"/>
農地法	<input type="checkbox"/>
宅造法（盛土規制法）	<input type="checkbox"/>
砂防法	<input type="checkbox"/>
地すべり等防止地域	<input type="checkbox"/>
急傾斜地法	<input type="checkbox"/>
電気事業法	<input type="checkbox"/>
環境影響評価法	<input type="checkbox"/>
再エネ特措法	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>
違反内容詳細	

必要事項を入力できたら「保存して次に進む」ボタンをクリックします。

戻る 保存して次に進む

通報内容参照画面

- 登録完了後通報内容参照画面に遷移します。（または検索画面の検索結果から遷移します。）
- 当画面では自身が登録した（または共有された）通報内容を参照でき、通報内容に対してコメントを登録・参照することができます。

通報内容詳細

基本情報

登録日	2022/08/29
設備ID	SL45790C13
設置場所（郵便番号）	〒 100 - 0001
設置場所	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田 1 - 1 - 1

違反法令等

森林法	<input type="checkbox"/>
農地法	<input type="checkbox"/>
宅造法（盛土規制法）	<input type="checkbox"/>
砂防法	<input type="checkbox"/>
地すべり等防止地域	<input type="checkbox"/>
緊急避難路	<input type="checkbox"/>

添付書類

添付書類 1	202208291609 その他の資料.pdf
添付書類 2	202208291609 その他の資料2.pdf

コメント

表示するコメントが見つかりませんでした。

コメントを登録する場合は、入力欄に入力後、「登録」ボタンをクリックします。

コメントを登録し、関係者へ通知が送られます。
よろしければ「はい」ボタンを押してください。

はい

確認ポップアップが表示されるので、問題なければ「はい」ボタンをクリックすると登録が完了し、関係者へ通知が送られます。

コメント

1件中1件～1件まで表示

No	登録日	登録者	コメント
1	2022/08/29	担当 太郎	コメントする内容を入力します。

1件中1件～1件まで表示

登録

戻る

平成 30 年 2 月 2 日
(令和 5 年 8 月 1 日改訂)

各都道府県御担当者様 御中
各市町村御担当者様 御中

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の
関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）

資源エネルギー庁
新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室

平素より、再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）の下では、事業の適切性や確実性を担保するため、関係法令の遵守が認定基準に位置付けられており、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、経済産業大臣が指導及び助言（再エネ特措法 法第12条）を行い、改善命令（再エネ特措法 法第13条）や認定取消し（再エネ特措法 法第15条）を行うことができるとしております。従前からも各都道府県及び市町村と連携してきたところですが、より円滑に関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、各都道府県及び市町村が法令違反の事実認定を行った際は、下記のとおりその地域を管轄する経済産業局等への情報提供等に御協力いただきたく存じます。

記

1. 情報提供依頼について

各都道府県及び市町村において、再エネ特措法の認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり遵守すべき法令及び条例に違反していると判断し、指導、勧告、命令等を行った場合は、各都道府県及び市町村を管轄する経済産業局等（別添参照）に対し、当該文書を発出したことを資源エネルギー庁ウェブサイト上の地方自治体等向け情報閲覧ページ情報提供フォーム（※）上で通知の上、当該文書の写しや状況が分かる写真等を添付していただきますようお願いいたします。

（※） <https://www.fit-portal.go.jp/local/LocalUserLogin> （自治体の方のみ登録可）

2. 経済産業省からの情報提供について

各都道府県及び市町村から提供していただいた情報を基に、経済産業省において再エネ特措法に基づく指導及び助言、改善命令、聴聞等を行い、最終的には認定取消しに至る可能性もあります。また、令和6年4月からは、それらの措置に加えて、関係法令等の違反事業者に対して、交付金による支援額の積立てを命ずる措置を法改正によって創設し、違反が解消されない場合は支援額の返還命令を行うこととしております。

なお、実際に取消しを行った際には、経済産業局等から情報を提供していただいた都道府県及び市町村に連絡します。取消しに至る前の指導及び助言、改善命令、聴聞等の実施状況についても、逐次情報を提供することいたしますので、適宜連携を図らせていただきますようお願いいたします。

【別添】 管轄都道府県一覧

管轄都道府県	提出先	住所
北海道	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西 2-1-1 札幌合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館
富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎2号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート 3番33号 高松サンポート合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県御担当者様 御中
各市町村御担当者様 御中

FIT 法の関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）

資源エネルギー庁
新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室

平素より、再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。平成 29 年 4 月に改正・施行されている、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）の下では、事業の適切性や確実性を担保するため、関係法令の遵守が認定基準に位置づけられており、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、経済産業省が指導及び助言（FIT 法第 12 条）を行い、改善命令（FIT 法第 13 条）や認定取消し（FIT 法第 15 条）を行うことができるようになりました。今後、各都道府県及び市町村と連携し、関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、各都道府県及び市町村が法令違反の事実認定を行った際は、下記のとおりその地域を管轄する経済産業局等への情報提供等に御協力いただきたく存じます。

記

1. 情報提供依頼について

各都道府県及び市町村において、FIT 法の認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり遵守すべき法令及び条例に違反していると判断し、文書にて指導、勧告、命令等を行った場合は、各都道府県及び市町村を管轄する経済産業局等（別添 1 参照）に対し、当該文書を発出したことを別添 2 の様式により公文書で通知の上、当該文書の写しを添付していただきますようお願いいたします。

2. 経済産業省からの情報提供について

関係法令遵守違反案件の対処方針については別添 3 のとおりであり、各都道府県及び市町村から提供していただいた情報を基に、指導及び助言、改善命令、聴聞等を行い、最終的には認定取消しに至る可能性もあります。

なお、実際に取消しを行った際には、経済産業局等より情報を提供していただいた都道府県及び市町村に公文書で通知します。取消しに至る前の指導及び助言、改善命令、聴聞等の実施状況についても、逐次情報を提供することといたしますので、適宜連携を図させていただきますようお願いします。

<お問合せ先>
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室
電話：03-3501-1511（内線 4455）
03-3501-2342（直通）

【別添1】 管轄都道府県一覧

管轄都道府県	提出先	住所
北海道	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	〒900-0006 那霸市おもろまち2-1-1 那霸第二地方合同庁舎2号館

【別添 2】通知様式

番 号
年 月 日

○○経済産業局長 殿

○○県知事 (○○市町村長)

○○○に関する法律における違反事案についての情報提供 (通知)

○○○に関する法律(平成○○年○月○日法律第○○○号)における違反事案について、
第○条第○項の規定に基づき、○年○月○日付け(文書番号)にて、○○(文書発出元)より
○○しました。

本事案は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成2
3年8月30日法律第108号)に基づき認定を取得しているため、別添の関連資料を添え
て情報提供(通知)します。

担当 : ○○県○○部○○課 ○○ ○○
TEL : ○○-○○○○-○○○○
FAX : ○○-○○○○-○○○○
Mail : abcd-efgh@meti.go.jp

「共感」・「協奏」・「変革」

ともにつくる東北。

資料6

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果概要

2024年2月

東北経済産業局

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 東北管内の全233自治体に対し、現状の不適切な事案への対応やお困りごと等をお伺いするアンケート調査を実施し、179自治体にご協力をいただいた。（回答率76.8%）
- 自治体のなかで再エネ関連施策に従事する方の体制としては、1~2名で対応している自治体が51%を占めた。

【実施期間】

2023年11月29日（水）～12月15日（金）

【調査対象】

東北管内全233自治体（6県、227市町村）

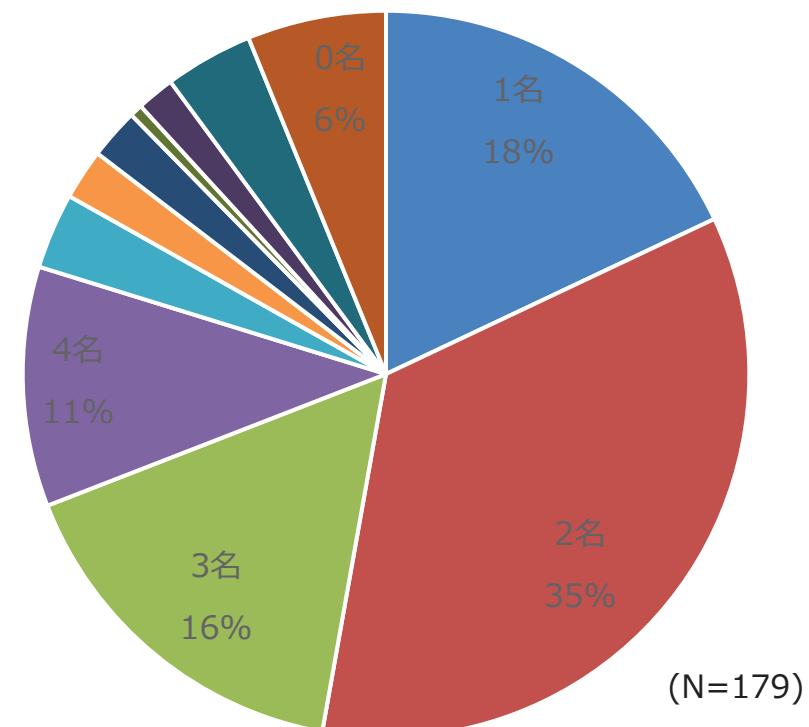
【回答状況】

179自治体から回答あり（回答率76.8%）

【主な調査内容】

- ・再生可能エネルギー関連施策にかかる体制について
- ・再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて
- ・地方自治体等向け情報閲覧ページの活用状況
- ・情報連絡会にて取り上げるべき事項について
- ・再エネ事業者への対応にあたり、困っていること
経産局への相談等

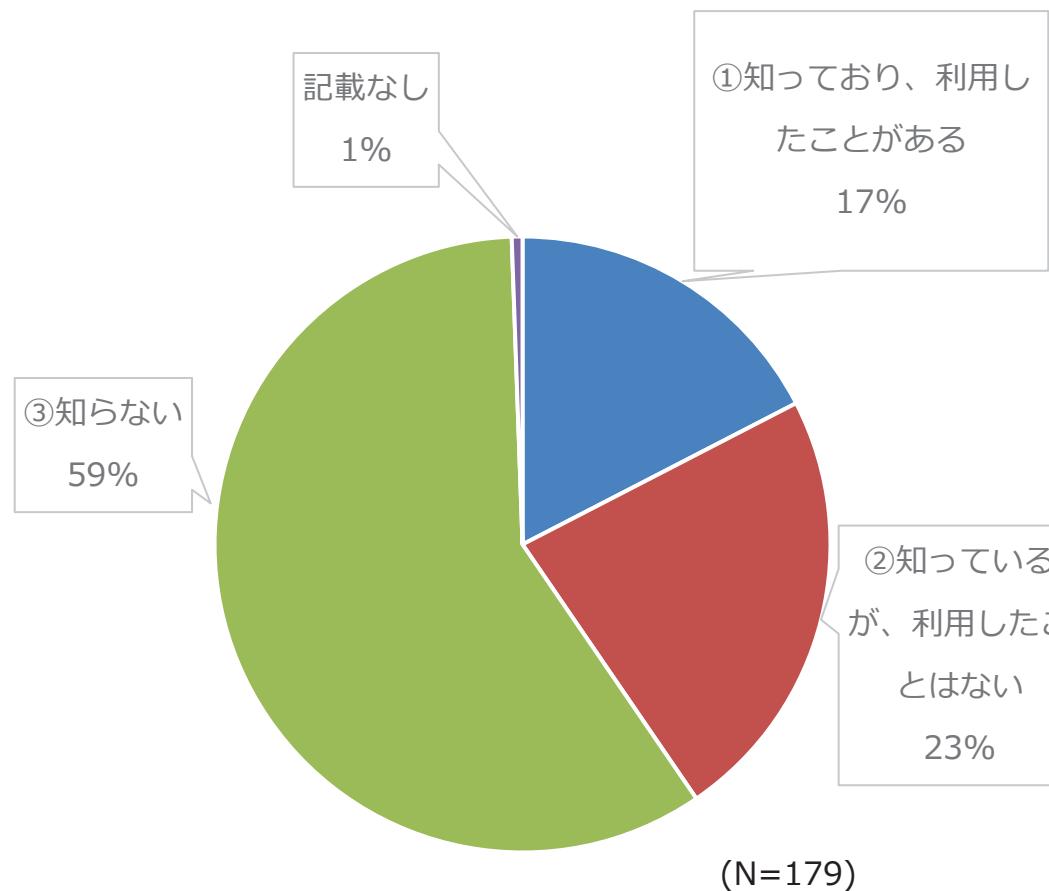
再生可能エネルギー関連施策に
従事する方の人数について



東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 地方自治体等向け情報閲覧ページについては、59%が認知していない状況。
- また、利用したことがある方からは、以下の感想、ご要望等をいただいたところ。

地方自治体等向け情報閲覧ページの認知状況



利用してみての感想・ご要望等

【よかった点】

- ✓ 必要な情報が入手出来て助かった。
- ✓ こちらで把握しきれていない市内のFIT事業を知ることは助かる。
- ✓ 市内で売電を伴う太陽光の設置状況を確認する際に、本システムの検索機能を活用することで実態を把握することができた。
- ✓ 他自治体の再エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。
- ✓ 再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることができた。

【ご要望等】

- ✓ 変更手続きなどがあると最初の申請日が分からなくなってしまうため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。
- ✓ 認定情報を地図上から確認しようとした時、表示されない事業がある。
- ✓ 個々の案件だけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再エネ特措法認定状況・導入状況、推移などを出力できるような機能が欲しい。

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 情報連絡会の場で聞いてみたいこと、再エネ事業者への対応にあたり困っていること、経済産業省へのご相談については、様々な内容が寄せられた。
- とりわけ、地域でのトラブルへの対応事例や、再エネの優良事例（地域活性化に貢献している取組等）を知りたいという声が多くあった。

主なご要望等

- 地域（住民／自治体）と再エネ事業者との間でのトラブル事例や、そういった事例への国・自治体の対応について知りたい。
- 地域でのトラブルが解決に至った事例・うまく調和し共生している事例について知りたい。
- 再生可能エネルギーを導入したことによって、地域に経済的なメリットをもたらしたり、地域課題を解決したような好事例を知りたい。
- 再エネ事業を計画している地域外への事業者に地元貢献をするように誘導のために条例やガイドラインを定めている事例があれば知りたい。
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書について、自社では特に調べずにフォーマットを送付してきて、自治体に全て調べてもらおうというスタンスの事業者がおり、府内の調整に苦労することがある。事業者、行政、所管省庁の手続き等業務の効率改善が図れる仕組みがあると助かる。
- 再エネ事業者から相談が寄せられることがあるが、関連規制が多岐に渡るため、自信を持って回答できないことがある。自治体職員向けの研修会等を企画していただけたとありがたい。